

月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料

令和7年11月26日

内閣府

<日本経済の基調判断>

<現状> 【判断維持】

景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。

(先月の判断) 景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。

<先行き>

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。

<政策の基本的態度>

政府は、「経済あつての財政」を基本とし、「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的に財政出動を行うことで「強い経済」を構築する。

今の国民の暮らしを守る物価高対策を早急に講じるとともに、日本経済の強さを取り戻すため、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、防衛力と外交力の強化を柱とする「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（11月21日閣議決定）を取りまとめた。その裏付けとなる令和7年度補正予算の早期成立を図り、その成立後には、関連する施策を速やかに実行する。

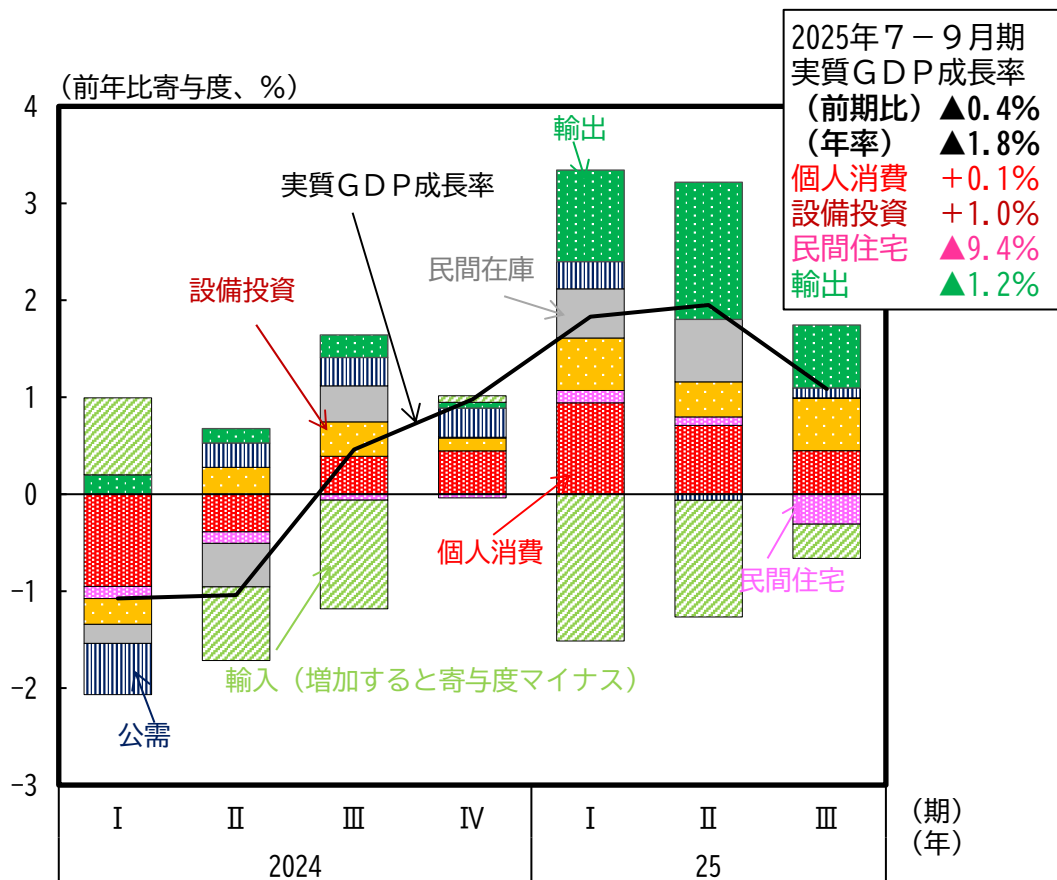
政府と日本銀行は、引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていく。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

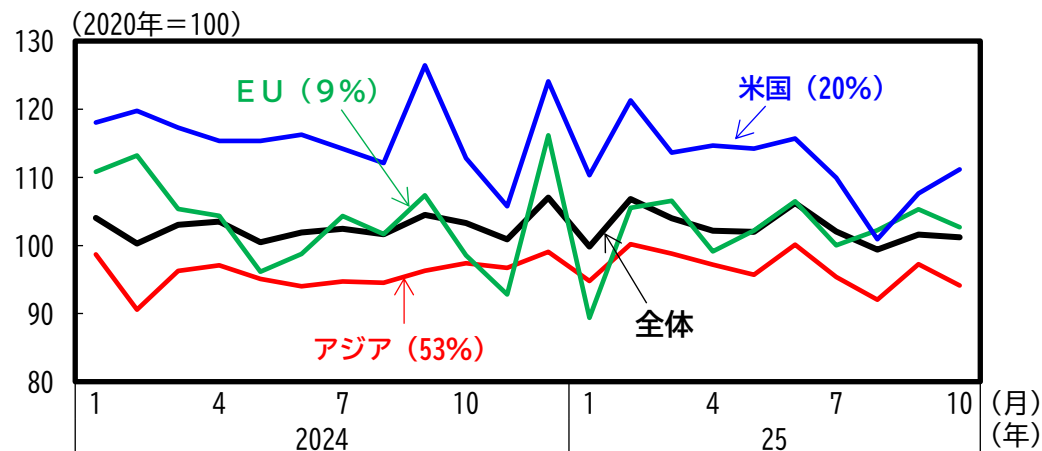
今月のポイント GDPの動向とその内容

- ◆ 本年7－9月期の実質GDPは、米国通商政策の影響等を受け、6四半期ぶりに前期比で減少した。ただし、四半期ごとの振れが均される前年同期比で基調的な動きを確認すると、個人消費や設備投資は底堅く、景気の緩やかな回復が続いている（1図）。
- ◆ 米国通商政策の影響については、足下、米国向け財輸出に持ち直しの兆しがみられる（2図）。また、関税発動後、大きく引き下げられていた米国向け乗用車の輸出価格も、9月16日の関税率引下げもあり、足下反転の兆しがみられる（3図）。

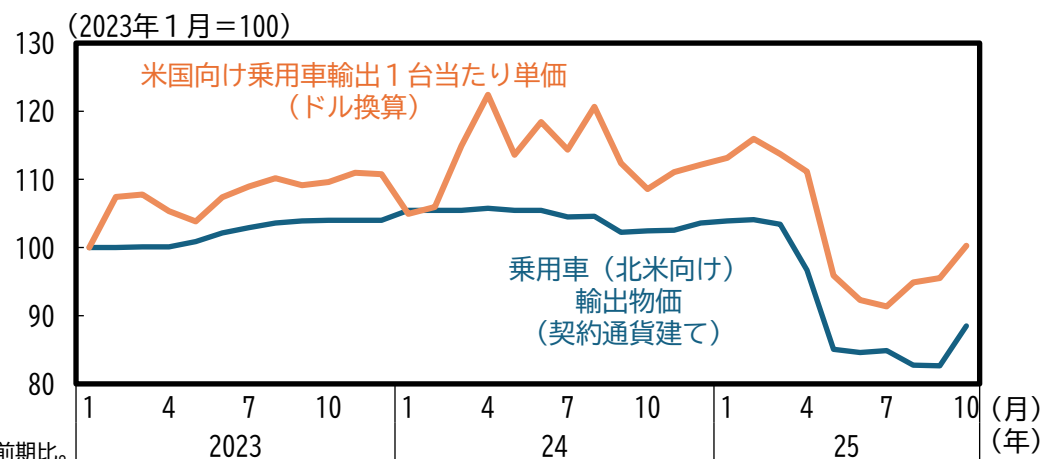
1図 実質GDP成長率の寄与度分解（前年同期比）



2図 財輸出の動向（地域別の輸出数量）



3図 米国向け乗用車輸出の価格

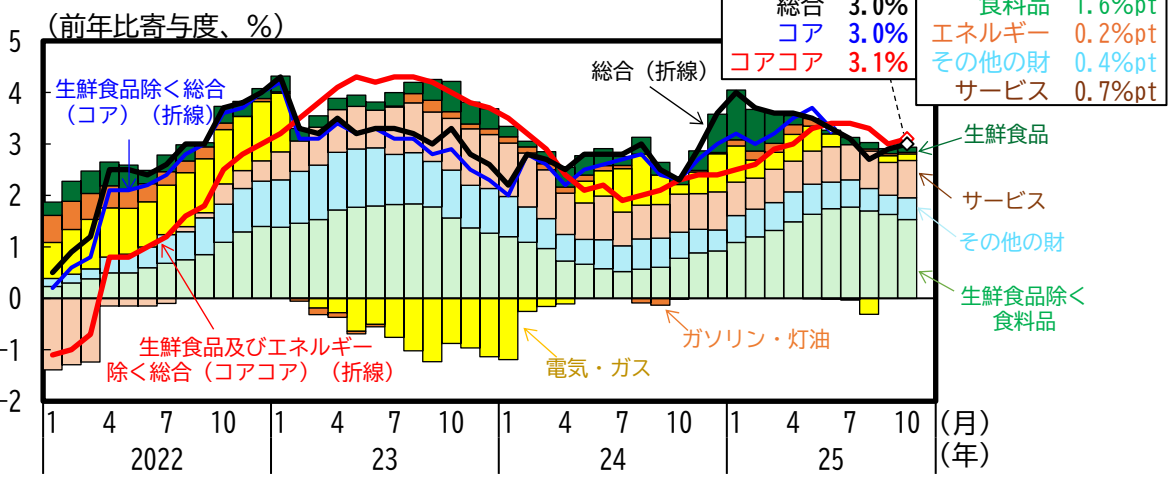


(備考) 1. 1図は、内閣府「国民経済計算」により作成。2025年7－9月期1次速報時点。ボックス内は季節調整値の前期比。
2. 2図は、財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。()内は2024年の輸出金額シェアを表している。
3. 3図は、財務省「貿易統計」、日本銀行「企業物価指数」により作成。

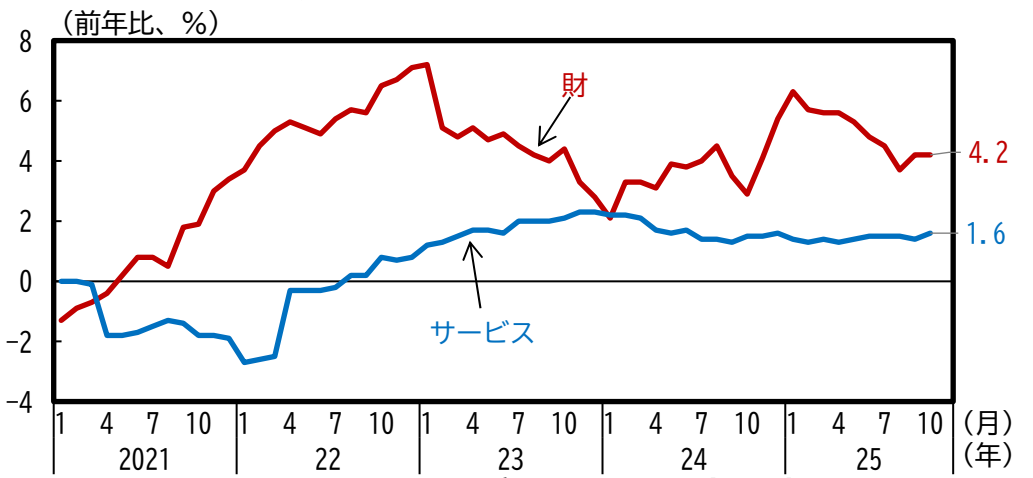
今月の指標（１） 物価の基調と背景①

- ◆ 消費者物価（総合・コア）は、2022年4月以降、2%を上回る上昇率が続く。当初は輸入エネルギー価格上昇の影響が大きかったが、足下では米や原材料価格の上昇等を背景とした食料品価格の上昇寄与が大きい（1図）。一方、財物価の上昇に比べると、賃金の影響を比較的大きく受けるサービス物価の上昇率は1%台となっている（2図）。
- ◆ 企業物価については、輸入物価に連動して上下することが多かったが、足下では輸入物価が下落傾向にある中、国内の需給要因を主因として上昇する傾向が見られる（3図）。その結果、国内で生産された財・サービスの集計価格であるGDPデフレーターは、内需を中心に上昇している（4図）。

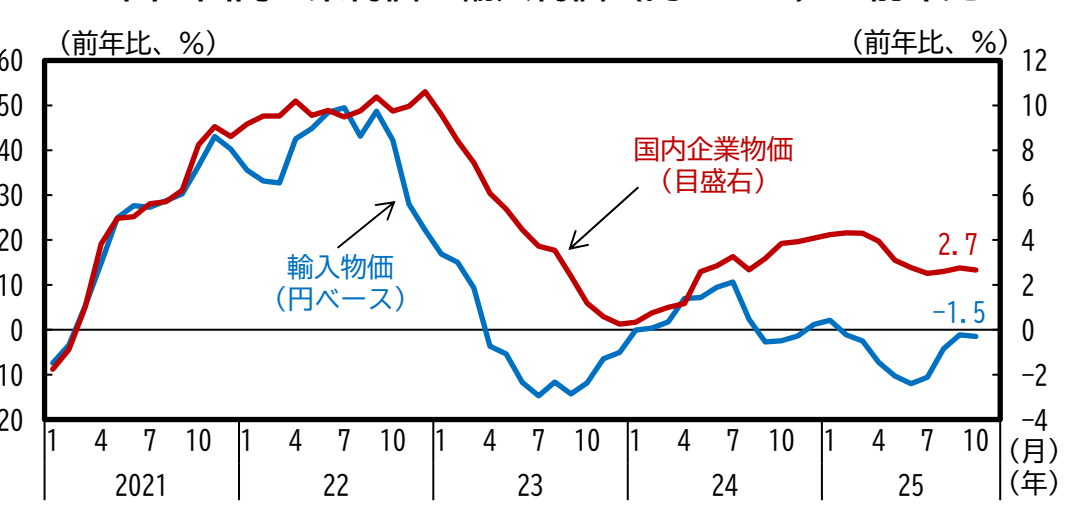
1図 消費者物価上昇率



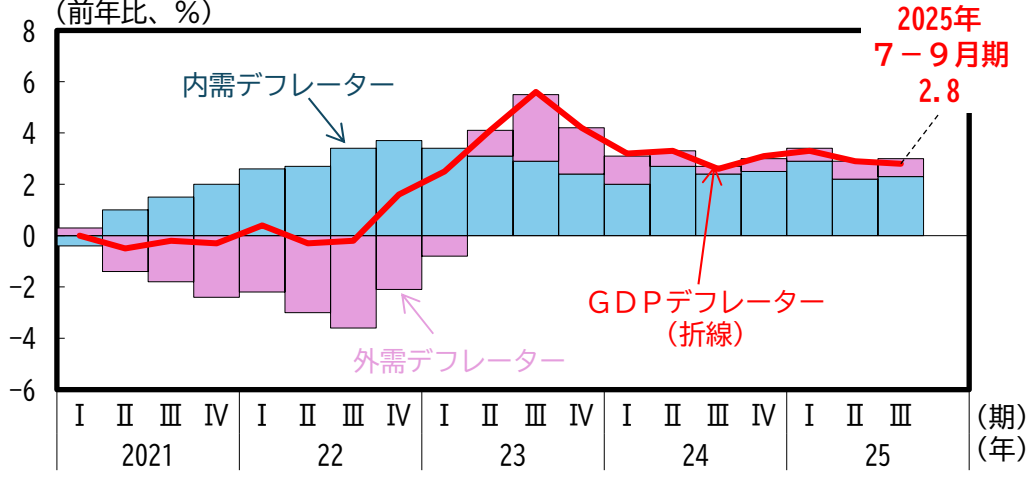
2図 消費者物価（財・サービス別）の前年比



3図 国内企業物価と輸入物価（円ベース）の前年比



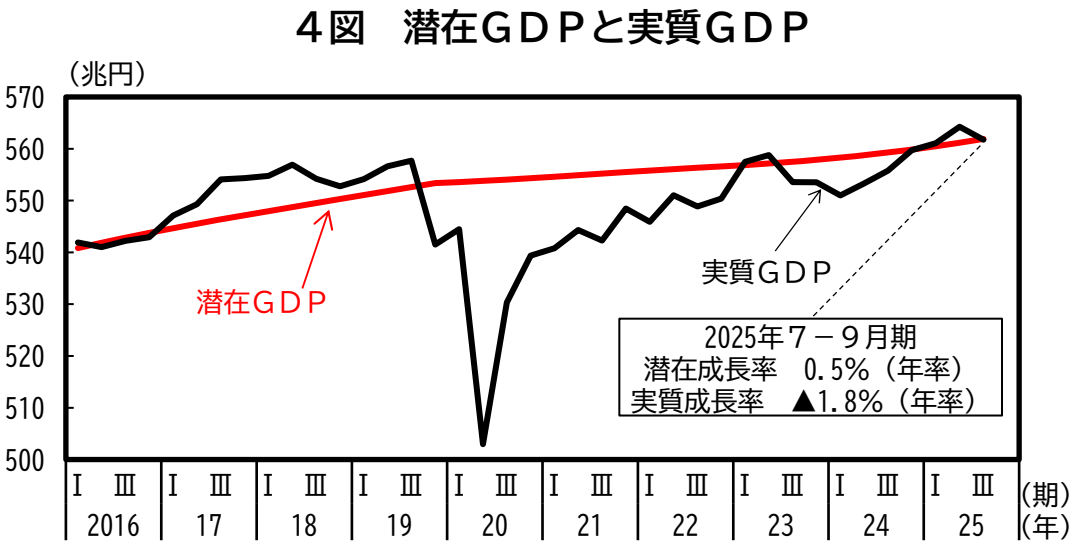
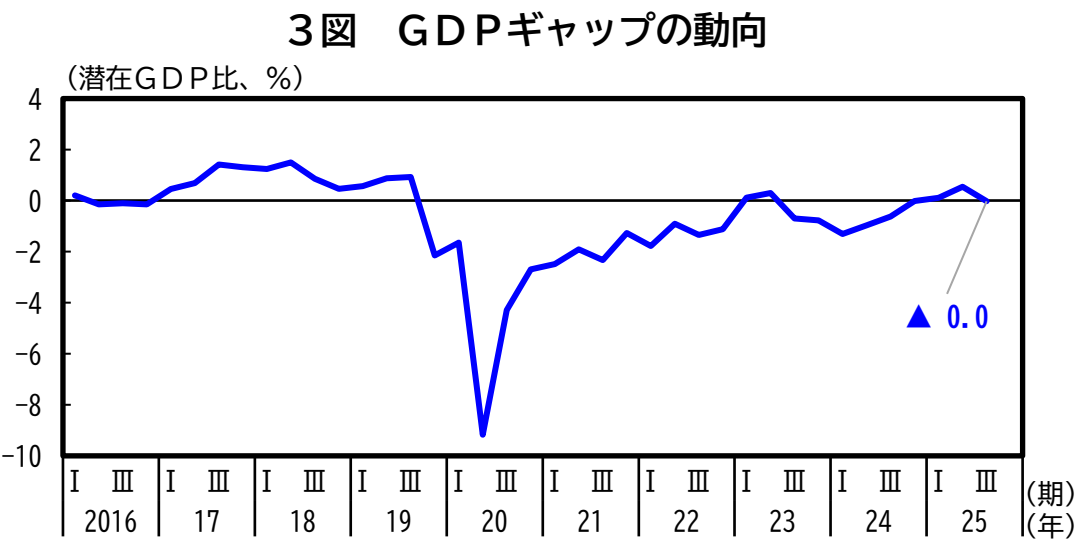
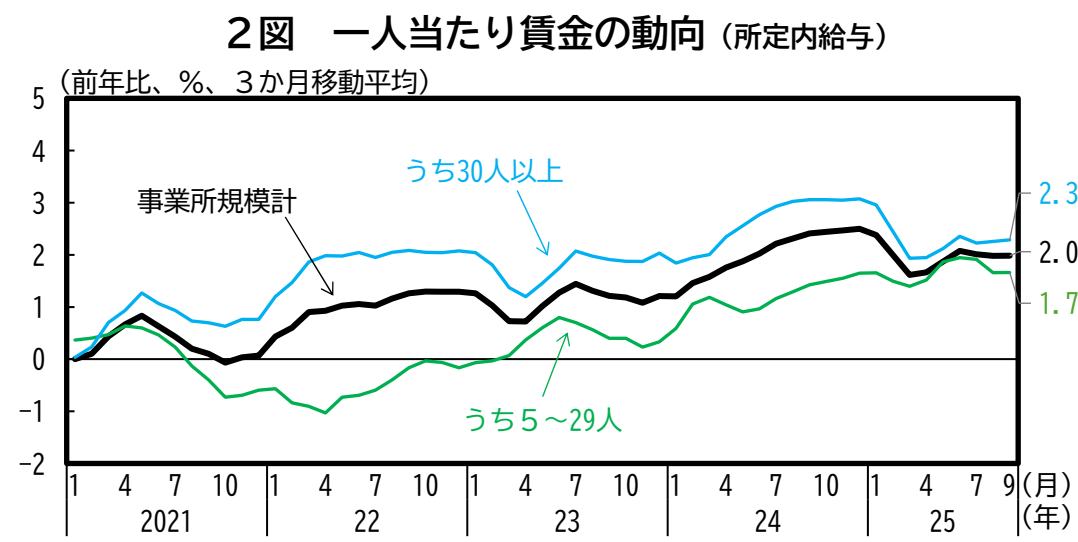
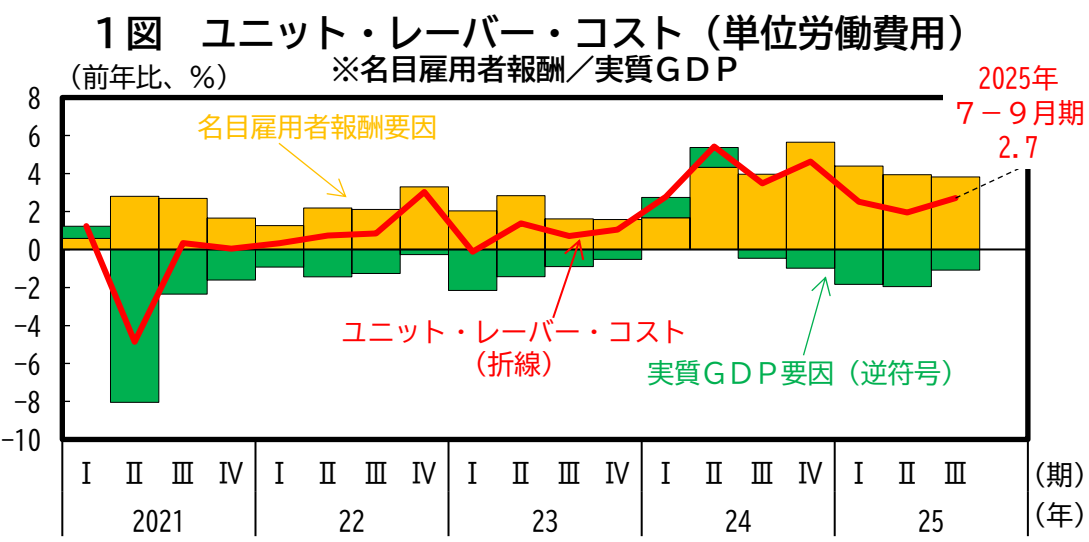
4図 GDPデフレーター上昇率 (内需デフレーター、外需デフレーターの寄与度)



（備考） 1. 1図・2図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。 2. 3図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。
3. 4図は、内閣府「国民経済計算」により作成。GDPデフレーター＝内需デフレーター＋外需デフレーター（輸出－輸入）

今月の指標（2） 物価の基調と背景②

- ◆ 賃金を起点とする物価上昇圧力を示すユニット・レーバー・コストは、雇用者報酬（経済全体の賃金所得）の堅調な増加とともに、プラスを続けている（1図）。1人当たり賃金（所定内給与）についても2%程度の伸びとなっているが、依然として物価上昇には追いついていない（2図）。
- ◆ 需給ギャップ（GDPギャップ）は、概ねゼロ近傍までマイナス幅が縮小してきたが、7－9月期は再びマイナスとなった（3図）。今後の課題は、需要の安定的な拡大とともに、経済の供給力（潜在成長率）を引き上げること（4図）。これが安定的な物価上昇と持続的な賃金上昇を両立させる土台となり、経済を再びデフレに戻さないためのカギになる。

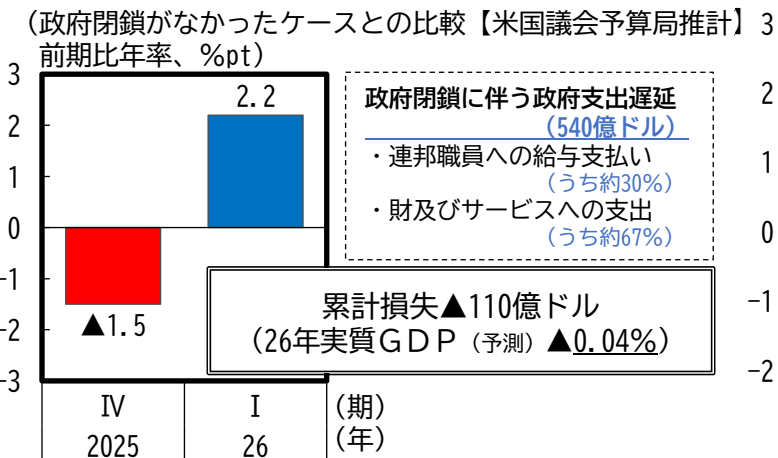


（備考） 1. 1図は、内閣府「国民経済計算」により作成。 2. 2図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。就業形態計の所定内給与の3か月移動平均の前年比。
3. 3図は、内閣府試算値。 4. 4図は、内閣府「国民経済計算」、内閣府試算値により作成。2025年7－9月期1次速報時点。

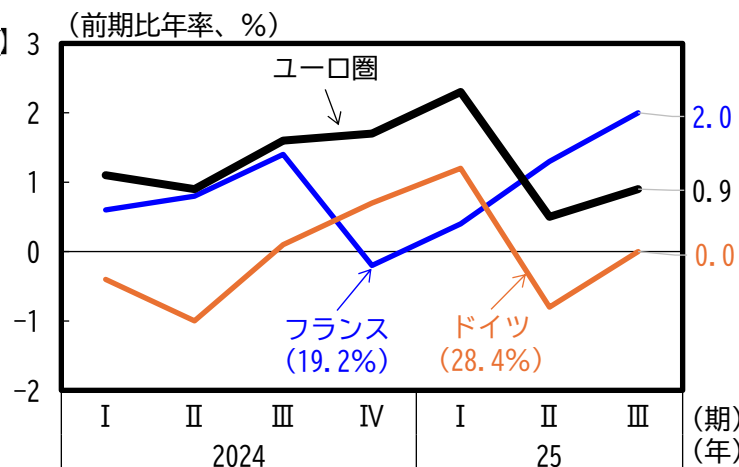
今月の指標（3） 海外経済の動向

- ◆ 米国経済について、43日間（10/1～11/12）の政府閉鎖によって景気は一時的に押し下げられたとみられるものの、今後は再開に伴う給与の遡及支給等が見込まれることから、その影響は均して見れば限定的とみられる（1図）。
- ◆ ユーロ圏では、停滞が続いていた財輸出に回復がみられ、景気はこのところ持ち直しの動きがみられる（2図・3図）。民間部門を中心に一国全体の投資が弱含んでいるドイツについて、財政ルールの変更を伴うインフラ投資の拡大等が決定され、企業の景況感は改善傾向（4～6図）。

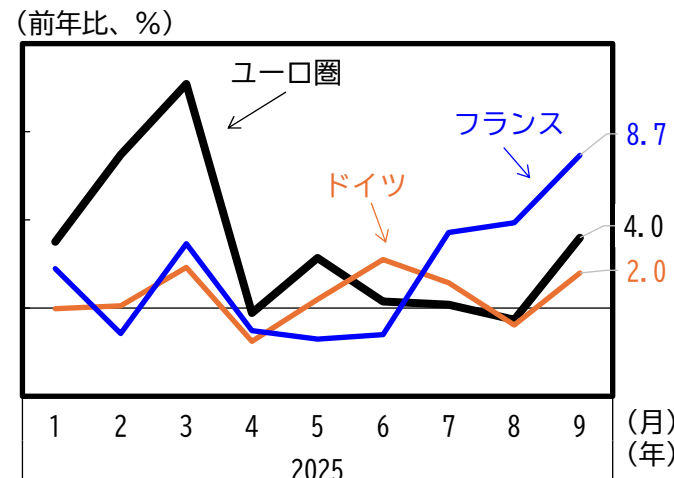
1図 米国（政府閉鎖の影響（実質GDP））



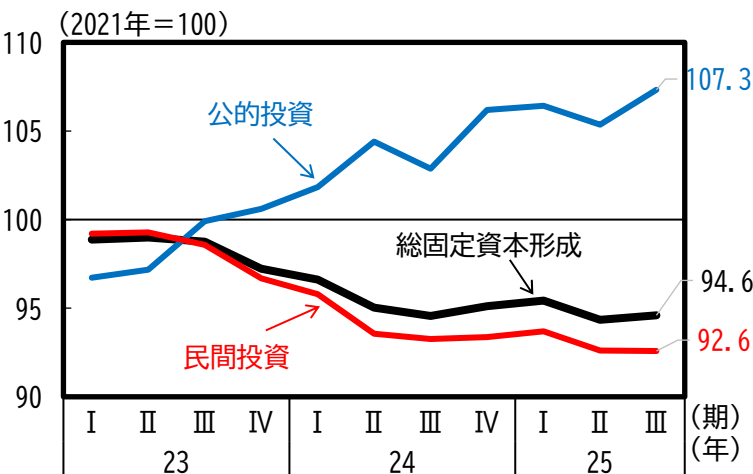
2図 欧州（実質GDP成長率）



3図 欧州（財輸出）



4図 ドイツ（投資（民間・公的））



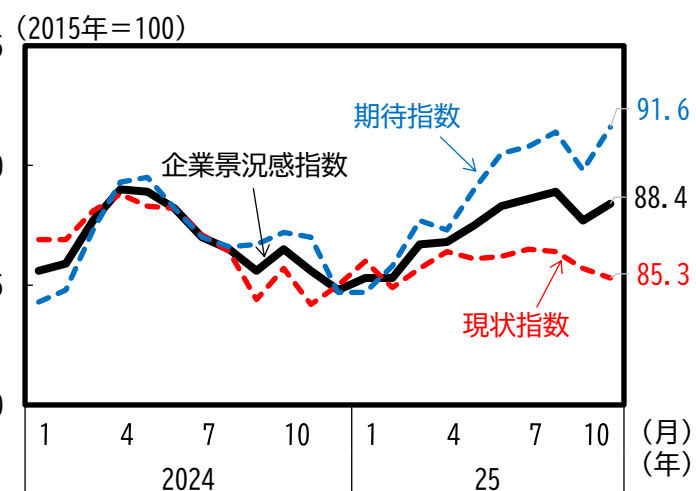
5表 ドイツ（投資の拡大）

2025年3月、基本法（ドイツの憲法）を改正し、下記について「債務ブレーキ」（構造的財政収支対GDP比▲0.35%の基準までしか公債を発行できないとする財政ルール）の対象外とした。

○インフラと気候中立のための特別基金を創設
12年間（25年～36年）の各種インフラ整備に5,000億ユーロ（約90兆円）

○防衛費の増額（NATO目標：2035年までに中核的国防支出名目GDP比3.5%）
名目GDP比1%を超える分

6図 ドイツ（企業の景況感）



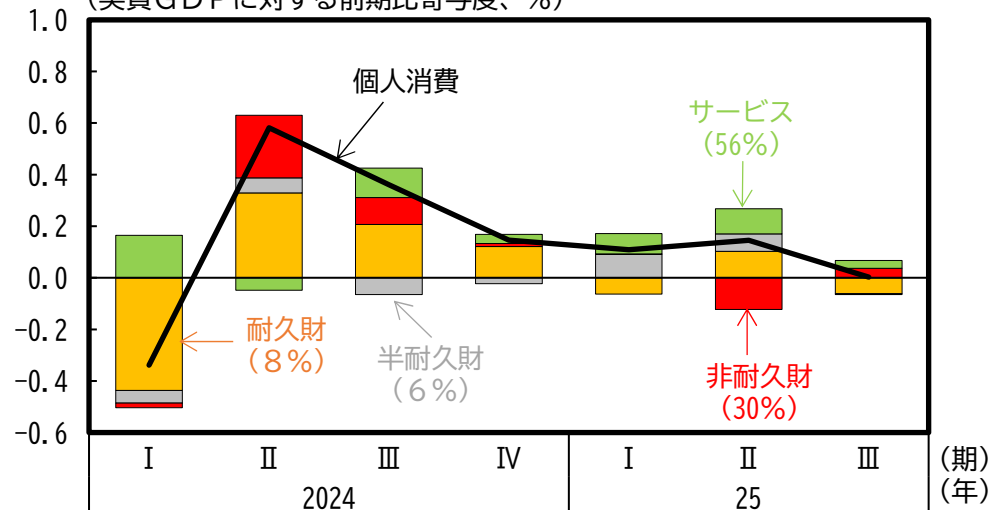
（備考）1. 1図は、米国議会予算局により作成。政府閉鎖が6週間後（11月12日）に終了することを前提とした試算値（10月29日時点）。なお、実際の閉鎖期間についても10月1日～11月12日までであった（43日間）。
2. 2図は、ユーロスタットにより作成。（）内は2024年のユーロ圏の名目GDPに対する各国GDPの割合。3図はユーロスタット、各国統計により作成。ユーロ圏は域外輸出。その他の国は、全世界向け輸出。名目。
3. 4図は、ドイツ連邦統計局により作成。実質。5表は、ドイツ連邦議会、ドイツ連邦財務省、報道等により作成。6図は、Ifo経済研究所により作成。期待指数は今後6か月のビジネス期待に対する回答。

参 考

個人消費 ～持ち直しの動きがみられる～

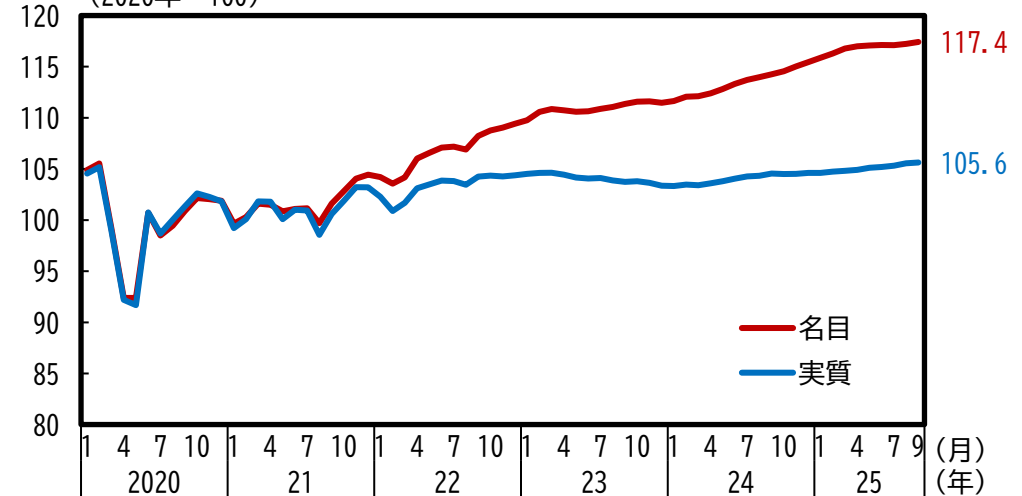
①形態別個人消費（実質）

（実質GDPに対する前期比寄与度、％）

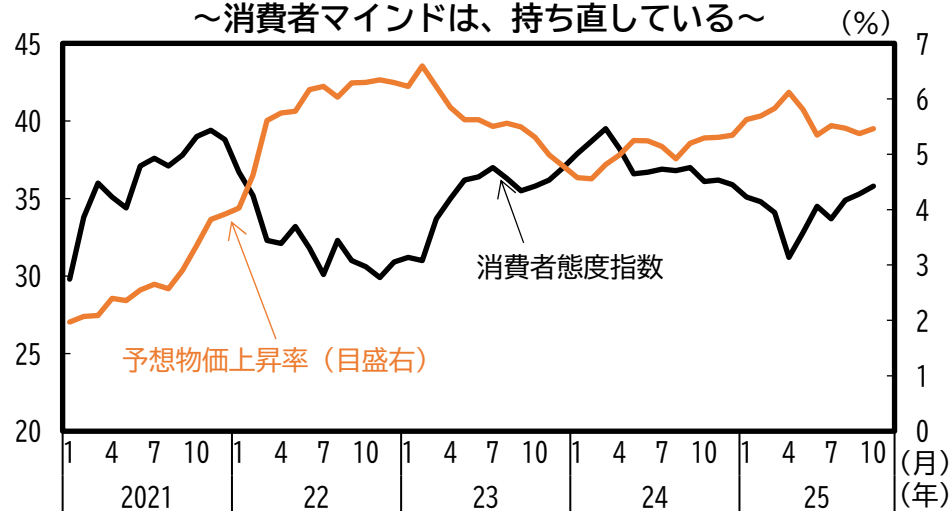


②総消費動向指数（CTIマクロ）

（2020年=100）

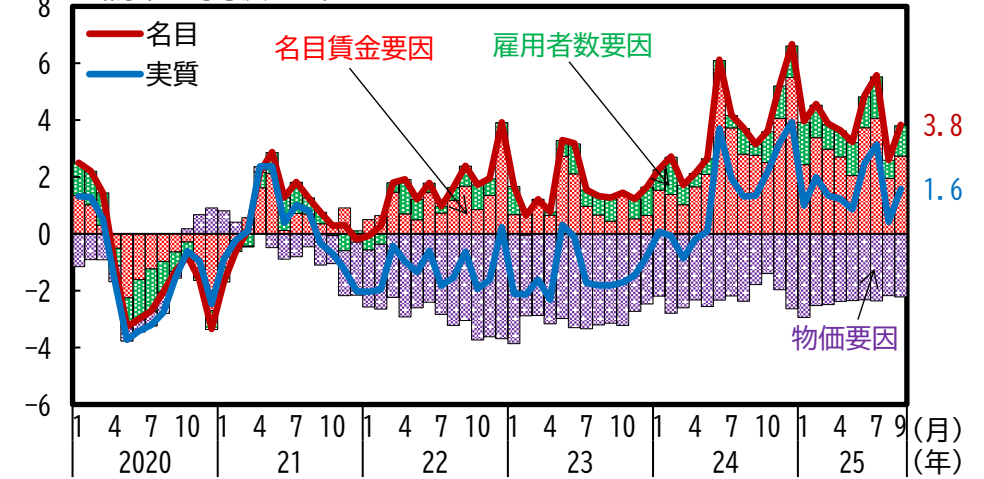


③消費者態度指数と予想物価上昇率
～消費者マインドは、持ち直している～



④総雇用者所得

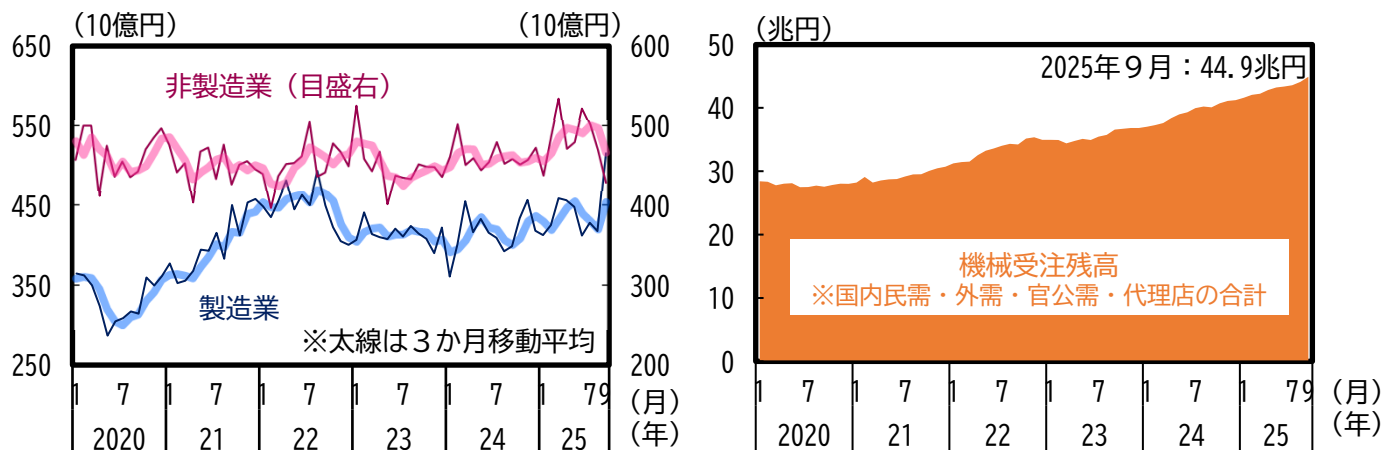
（前年比寄与度、％）



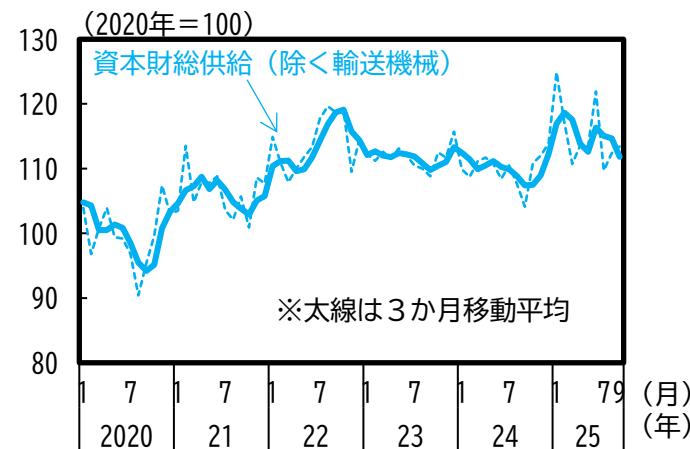
（備考）内閣府「国民経済計算」、「消費動向調査」、「総雇用者所得」、総務省「消費動向指数（CTI）」により作成。「形態別個人消費」は、2025年7～9月期1次速報時点の国内家計最終消費支出。季節調整値。
（）内は2024暦年の国内家計最終消費支出に占めるシェア（名目）。「消費者態度指数」は2人以上の世帯、季節調整値。「予想物価上昇率」は、回答のうち上昇、下落ともに「2%未満」を1%、「2%以上～5%未満」を3.5%、「5%以上～10%未満」を7.5%、「10%以上」を10%として、それぞれの回答者割合で加重平均した値。「総雇用者所得」は家計最終消費支出デフレーターによる実質化。

設備投資 ～緩やかに持ち直している～

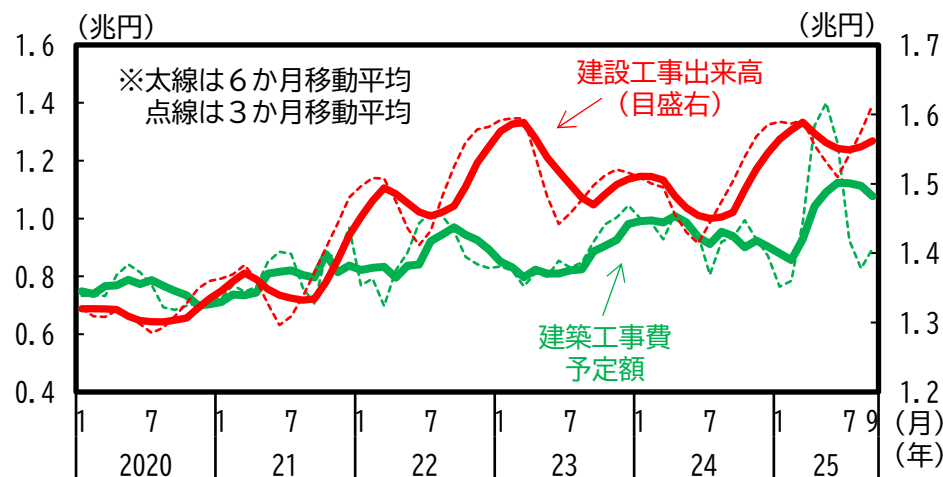
機械受注 ～持ち直しの動きに足踏みがみられる～



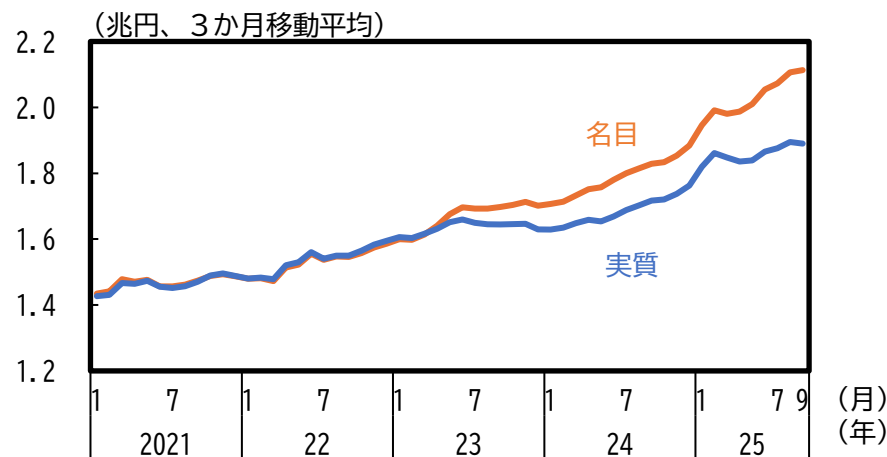
資本財総供給 ～おおむね横ばい～



建築工事費予定額 ～持ち直しの動きがみられる～

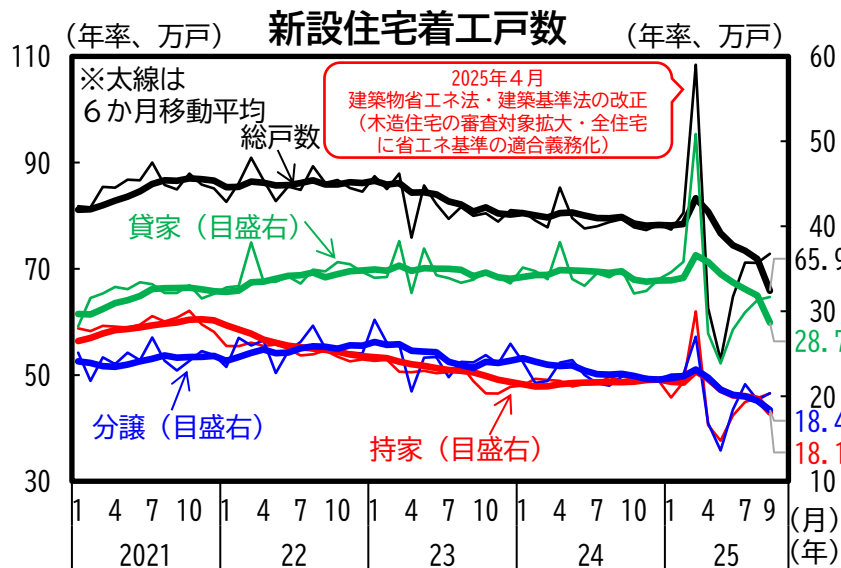


ソフトウェア投資 ～増加している～

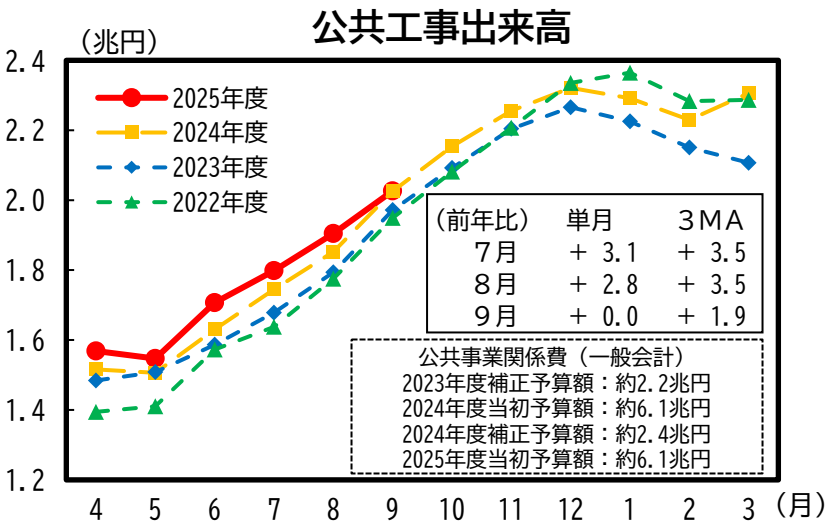


- （備考）1. 左上図、中上図は、内閣府「機械受注統計調査報告」により作成。機械受注残高のみ原数値、その他は季節調整値。非製造業は船舶・電力を除く。
 2. 右上図は、経済産業省「鉱工業出荷内訳表・総供給表」により作成。季節調整値。
 3. 左下図は、国土交通省「建築着工統計調査」、「建設総合統計」により作成。建築工事費予定額は、民間非居住用。建設工事出来高は、民間の非住宅建設と土木の合計。ともに原数値。
 4. 右下図は、総務省「サービス産業動態統計調査」、日本銀行「企業向けサービス価格指数」により作成。内閣府による季節調整値の後方3か月移動平均。実質値は、名目値を企業向けサービス価格指数（受託開発ソフトウェア（除組込み））で除して計算。2023年12月以前は、「サービス産業動態統計調査」の系列と経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」の系列を前年比伸び率で割り戻して接続させた試算値。

住宅建設 ～弱含んでいる～

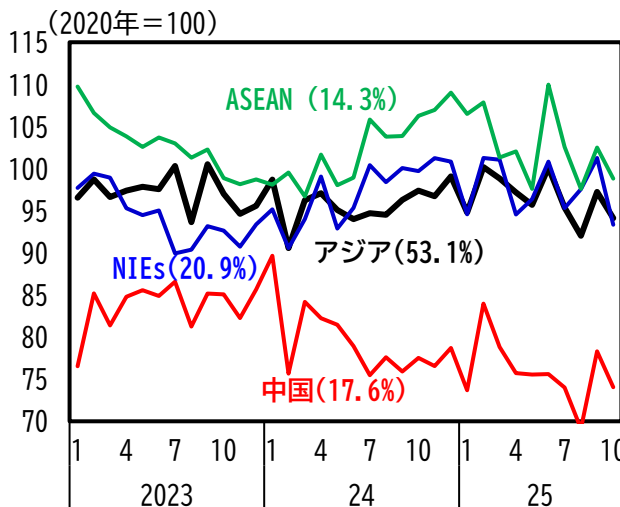


公共投資 ～堅調に推移している～

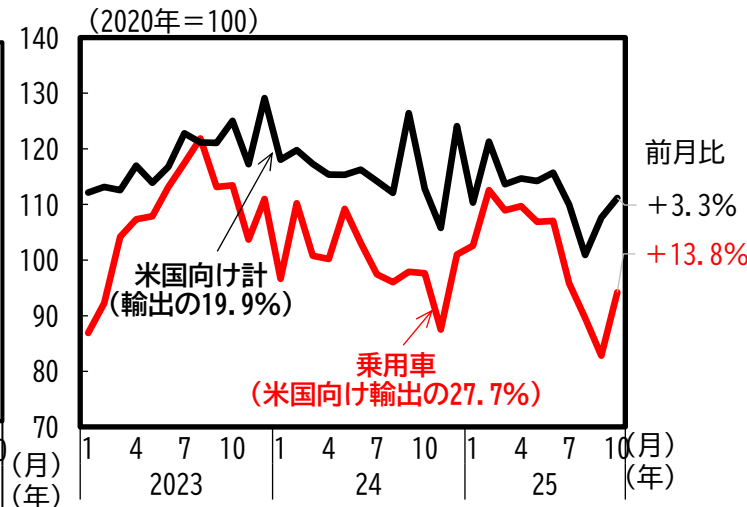


輸出 ～おおむね横ばいとなっている～

アジア向け財輸出 ～このところ弱含んでいる～

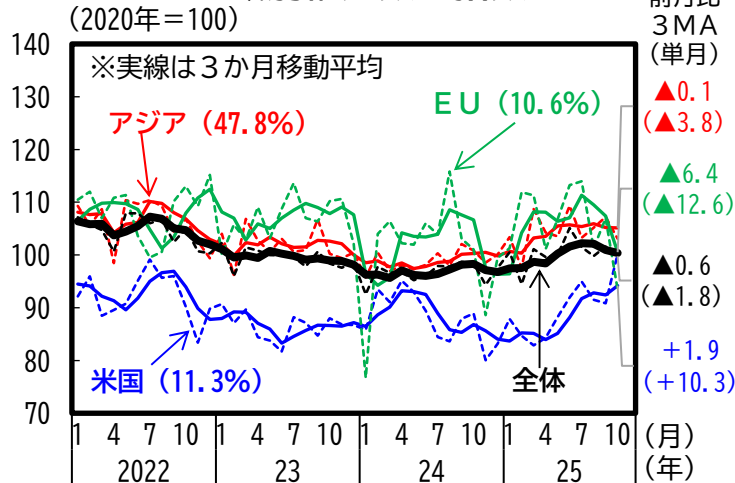


米国向け財輸出 ～持ち直しの兆しがみられる～

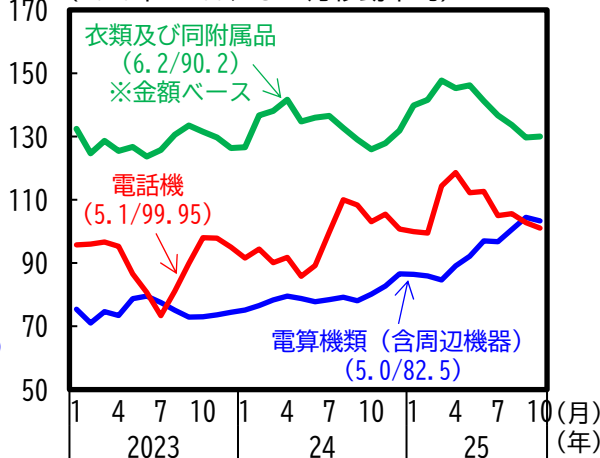


輸入 ～おおむね横ばいとなっている～

地域別輸入数量指数



アジアからの財輸入 ～おおむね横ばいとなっている～



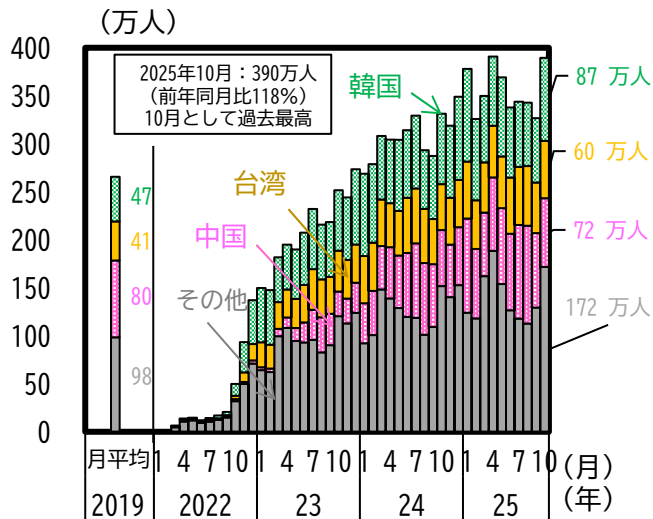
(備考) 1. 左上図は、国土交通省「住宅着工統計」により作成。季節調整値。

2. 左下図は、国土交通省「建設総合統計」により作成。点線枠内は、財務省予算関係資料、国土交通省「公共事業の執行状況について」により作成。

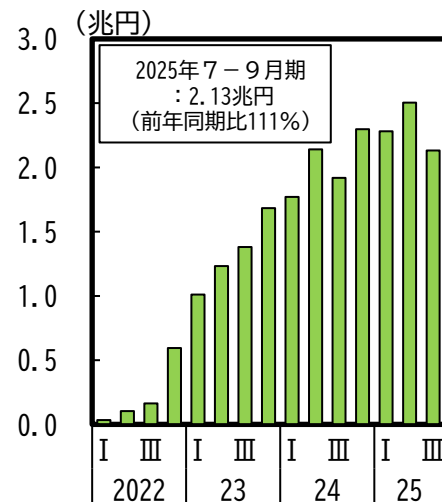
3. 中上図、右上図、中下図、右下図は、財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。中上図の、NIEsは、香港、台湾、大韓民国、シンガポールの合計。中上図・中下図中の () 内は2024年の輸出入金額シェアをそれぞれ表している。右下図中の () 内は、それぞれ「2024年のアジアからの輸入全体に占める、当該品目のシェア/世界全体の輸入に占める、アジアからの輸入シェア」を表している。

インバウンド

①訪日外客数



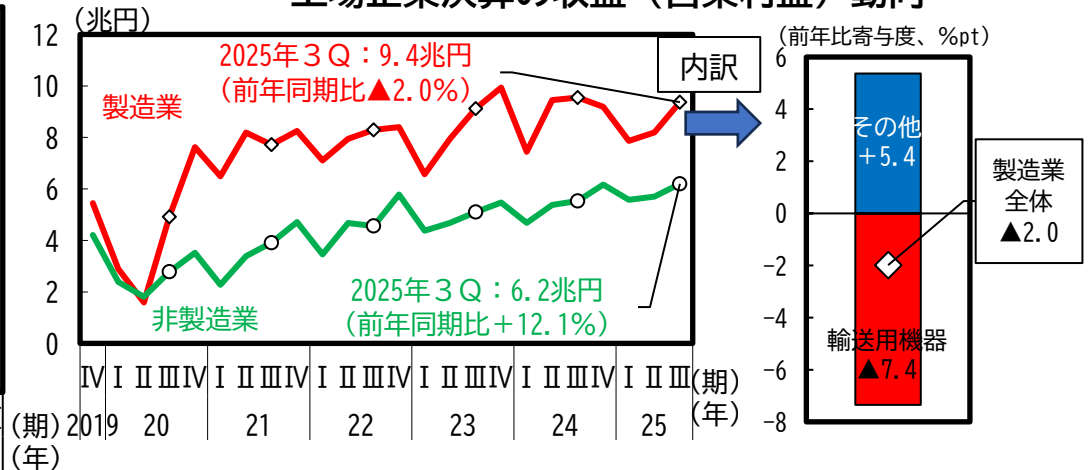
②訪日外国人消費額



企業収益

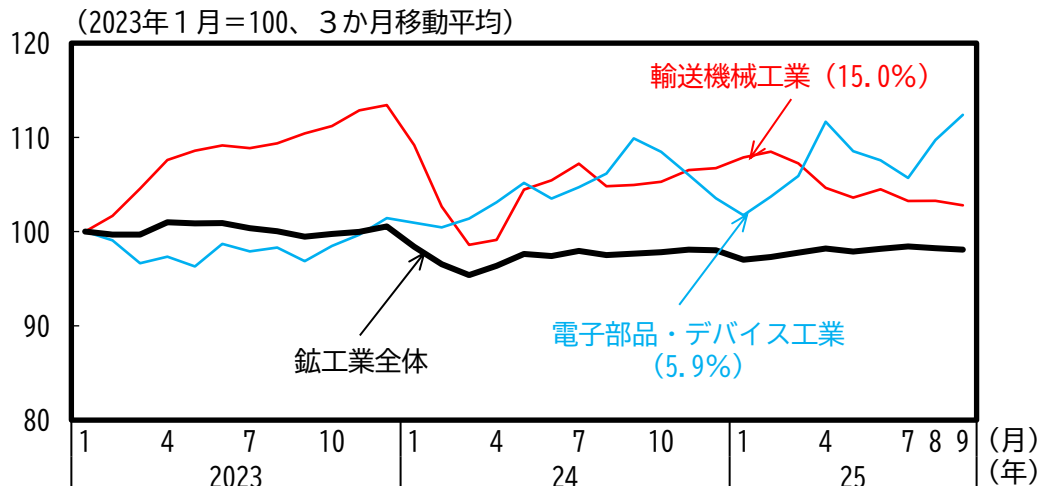
～米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられる中で、改善に足踏みがみられる～

上場企業決算の収益（営業利益）動向



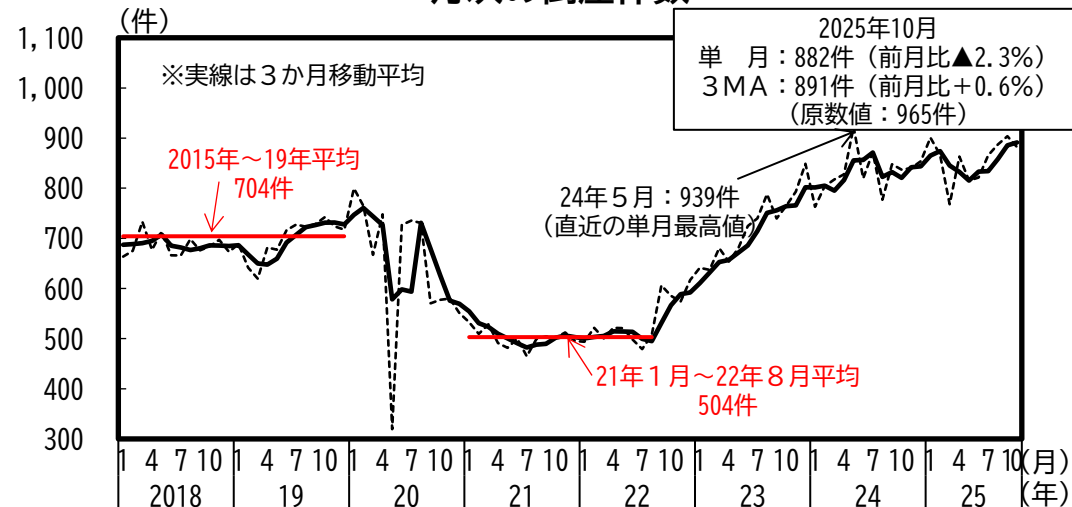
生産 ～横ばいとなっている～

鉱工業指数



倒産 ～このところ増加がみられる～

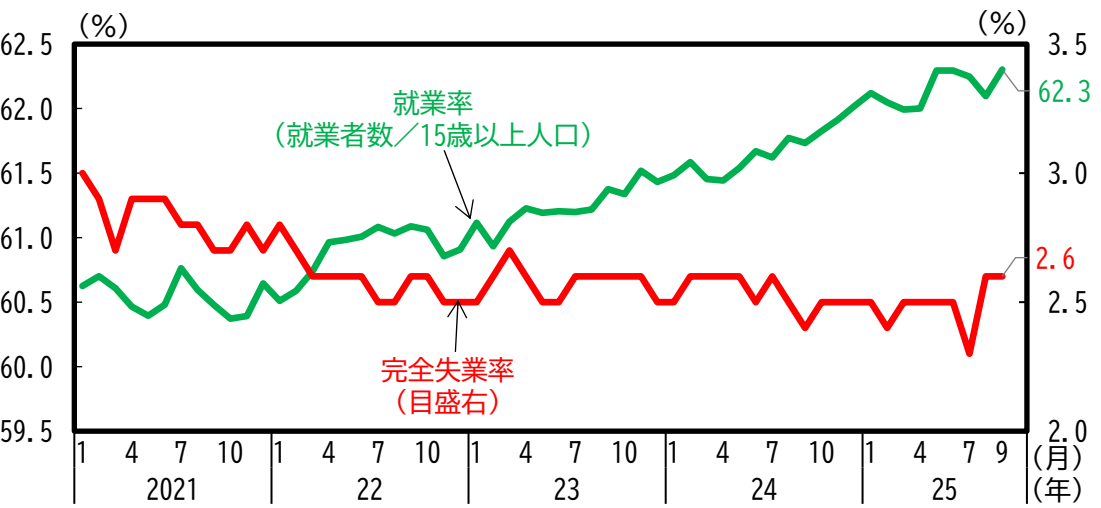
月次の倒産件数



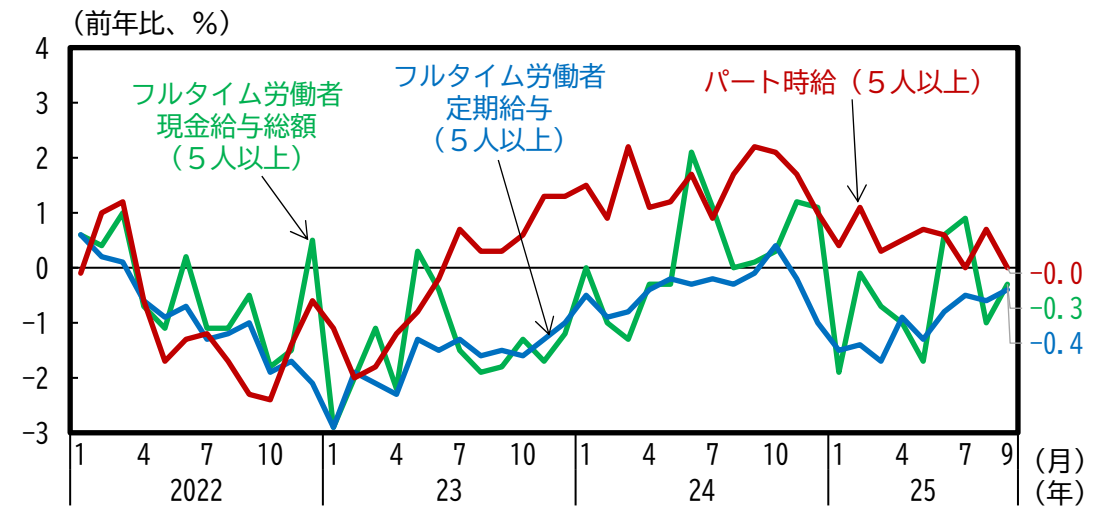
- (備考) 1. 左上図は、日本政府観光局（JNTO）「訪日外客数」、観光庁「インバウンド消費動向調査」、「訪日外国人消費動向調査」により作成。
2. 左下図は、経済産業省「鉱工業指数」により作成。（）内は鉱工業生産指数の中のウェイト。
3. 右上図は、上場企業決算にて公表されている3か月ごとの各社営業利益を、日経NEEDSより調査、集計したもの。金融業、電力業、金融要因を除く。記載数値は小数点第2位を四捨五入しているもの。
4. 右下図は、東京商工リサーチ「倒産月報」により作成。内閣府による季節調整値。前月比は小数点第二位以下を切り捨て。

雇用情勢 ～改善の動きがみられる～

就業率・完全失業率

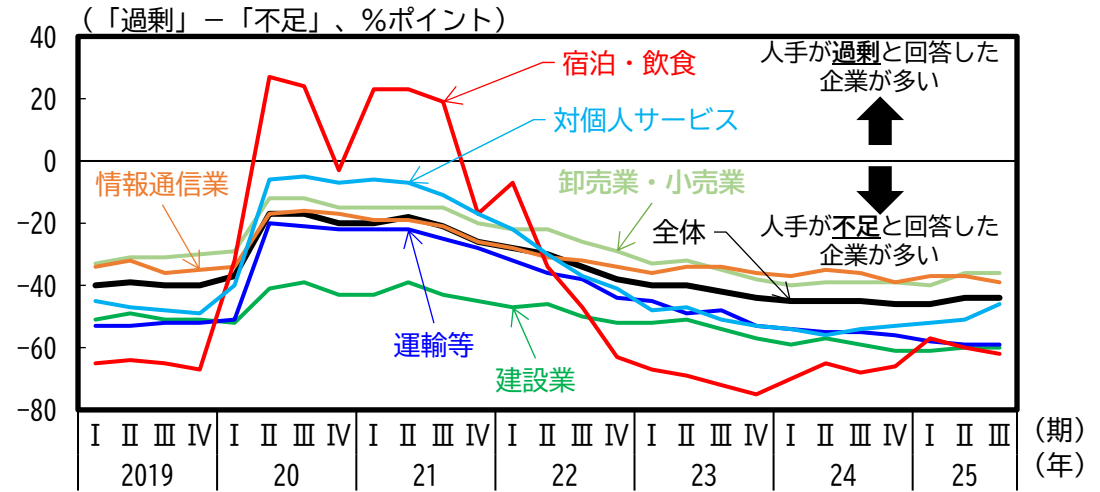


就業形態別の実質賃金

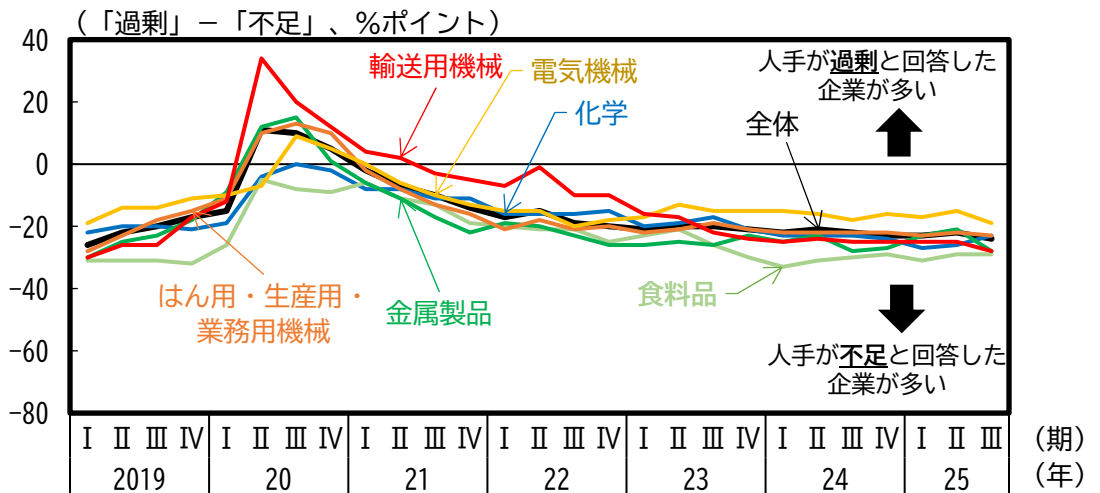


企業の人手不足感の状況

非製造業の産業別雇用人員判断D I
(人手が「過剰」－「不足」)



製造業の産業別雇用人員判断D I
(人手が「過剰」－「不足」)

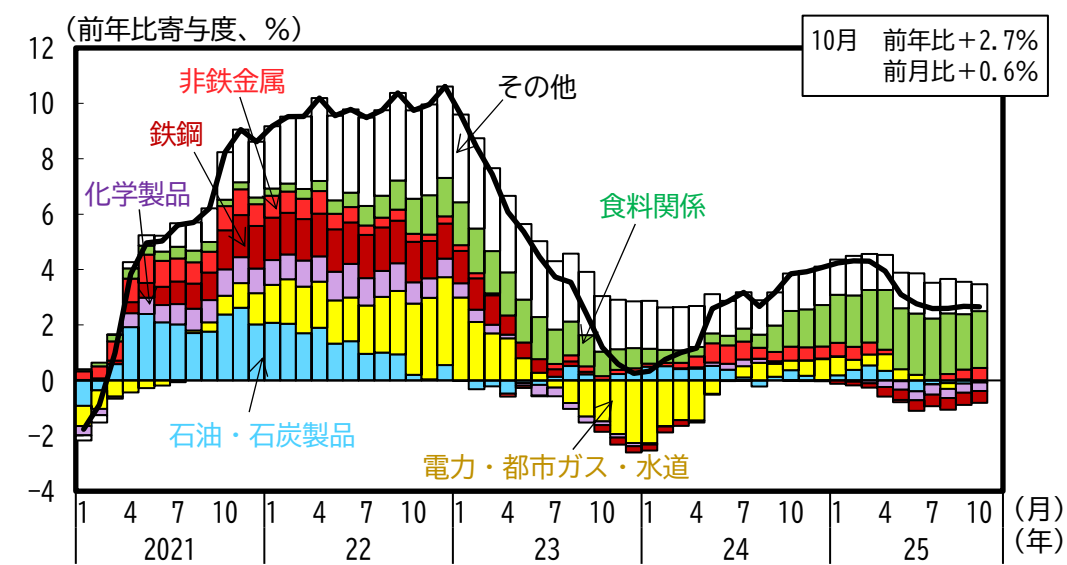


(備考) 1. 左上図は、総務省「労働力調査」により作成。季節調整値。就業率の季節調整値は、就業者数と15歳以上人口等を用いて内閣府で計算。左下図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」及び総務省「消費者物価指数」により内閣府が計算。実質化に際しては、消費者物価(総合)を用いている。
2. 右図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

国際商品市況

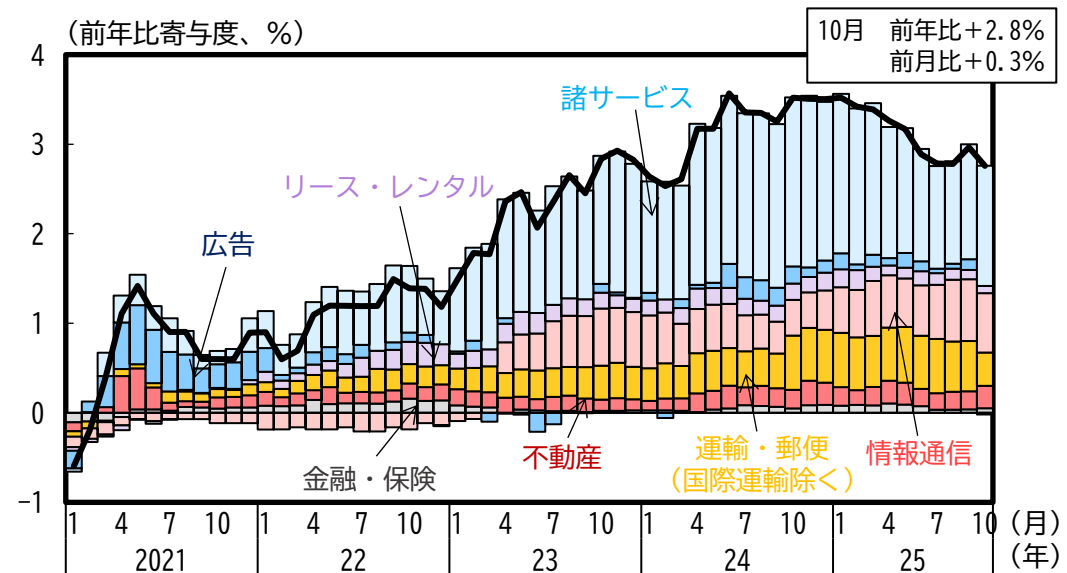


国内企業物価 ~このところ緩やかに上昇している~

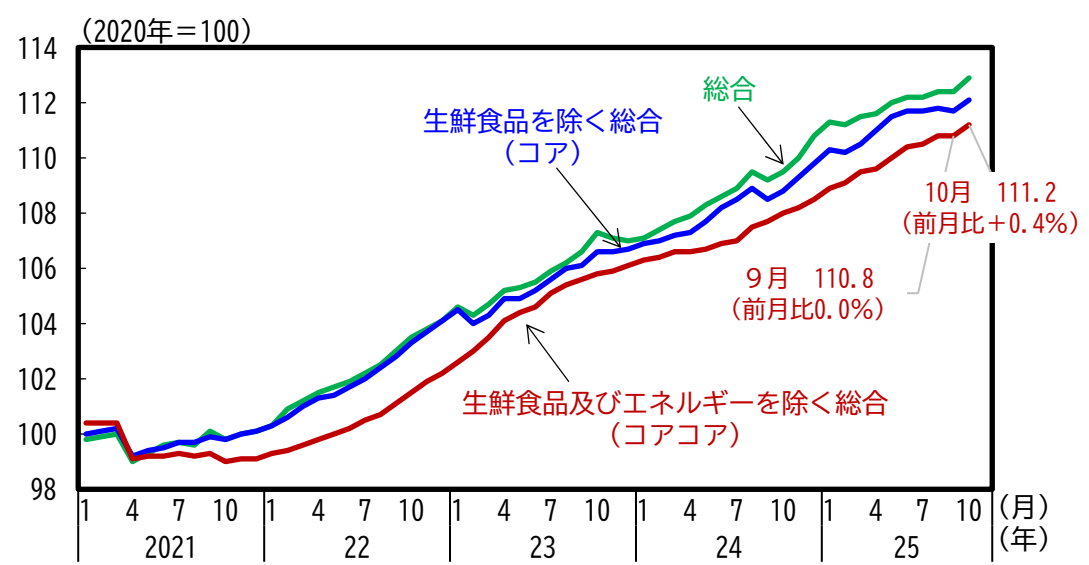


- (備考) 1. 左上図は、Bloomberg、日経NEEDSにより作成。
2. 左下図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。前月比は、夏季電力料金調整後。
3. 右上図は、日本銀行「企業向けサービス価格指数」により作成。国際運輸を除くベース。前月比は、内閣府による季節調整値。
4. 右下図は、総務省「消費者物価指数」により作成。連鎖基準・季節調整値。

企業向けサービス価格~このところ上昇テンポが鈍化している~



消費者物価指数 ~上昇している~



参考 日本経済（デフレ脱却の定義と判断①）

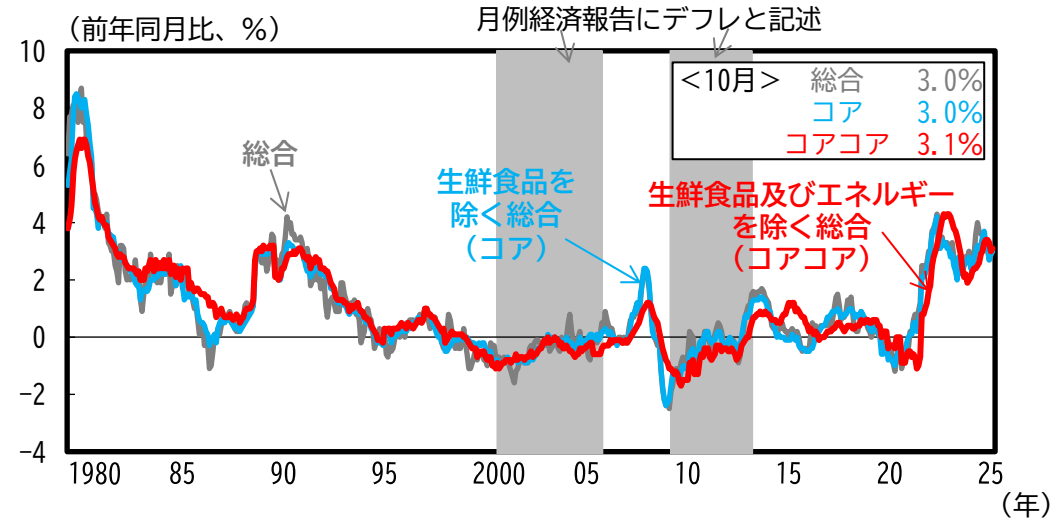
◆ デフレ脱却とは、「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」。現在は、物価が持続的に下落するデフレの状態にない。一方、デフレに後戻りしないという状況を把握するためには、消費者物価やGDPデフレーター等の物価の基調に加え、その背景として、GDPギャップ、単位労働費用、賃金上昇、企業の価格転嫁の動向、物価上昇の広がり、予想物価上昇率など、幅広い指標を総合的に確認する必要。

デフレ脱却の定義と判断について

平成18年3月15日
参議院予算委員会への提出資料

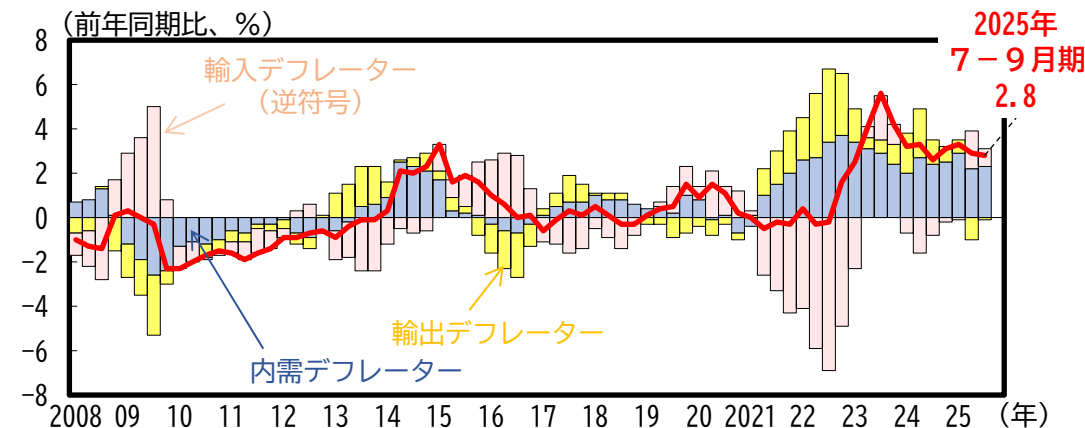
- 「デフレ脱却」とは、「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」
- その実際の判断に当たっては、足元の物価の状況に加えて、再び後戻りしないという状況を把握するためにも、消費者物価やGDPデフレーター等の物価の基調や背景(注)を総合的に考慮し慎重に判断する必要がある。
(注)例えば、需給ギャップやユニット・レーバー・コスト(単位当たりの労働費用)といったマクロ的な物価変動要因
- したがって、ある指標が一定の基準を満たせばデフレを脱却したといった一義的な基準をお示しすることは難しく、慎重な検討を必要とする。
- デフレ脱却を政府部内で判断する場合には、経済財政政策や経済分析を担当する内閣府が関係省庁とも認識を共有した上で、政府として判断することとなる。

消費者物価上昇率（消費税率引上げの影響を除く）



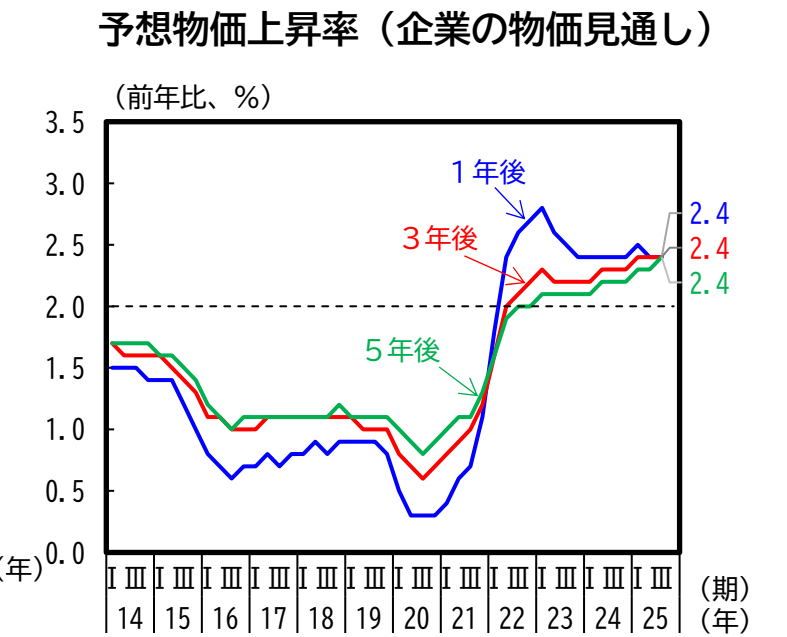
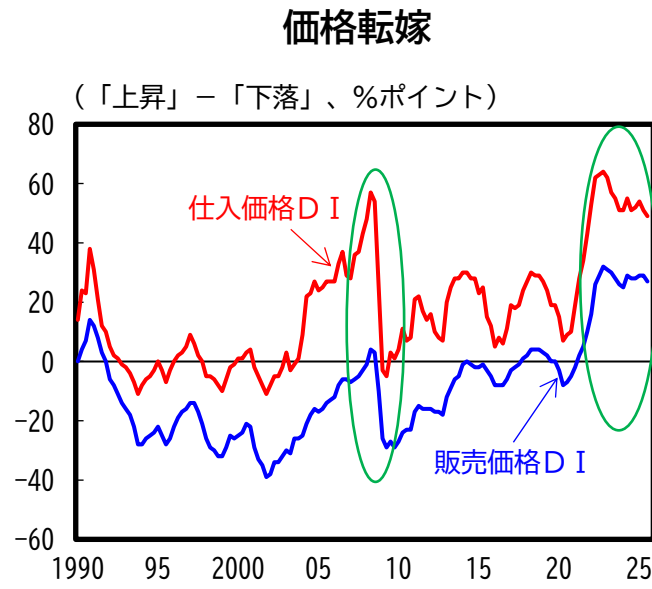
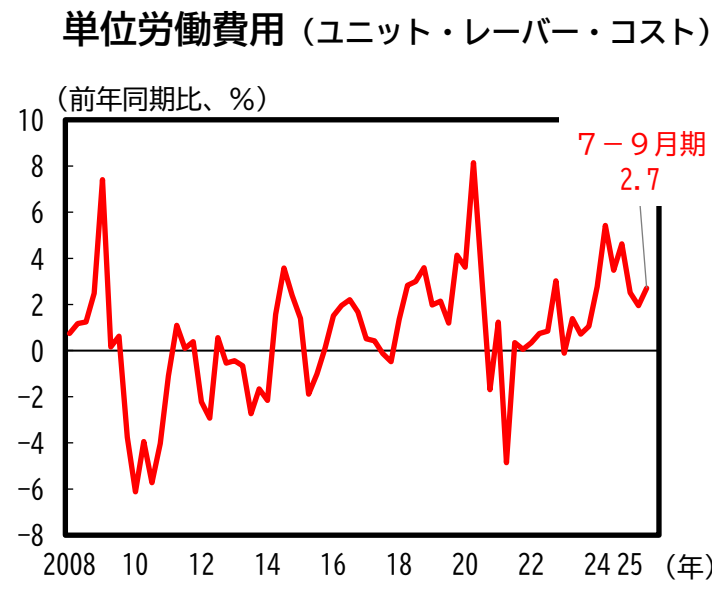
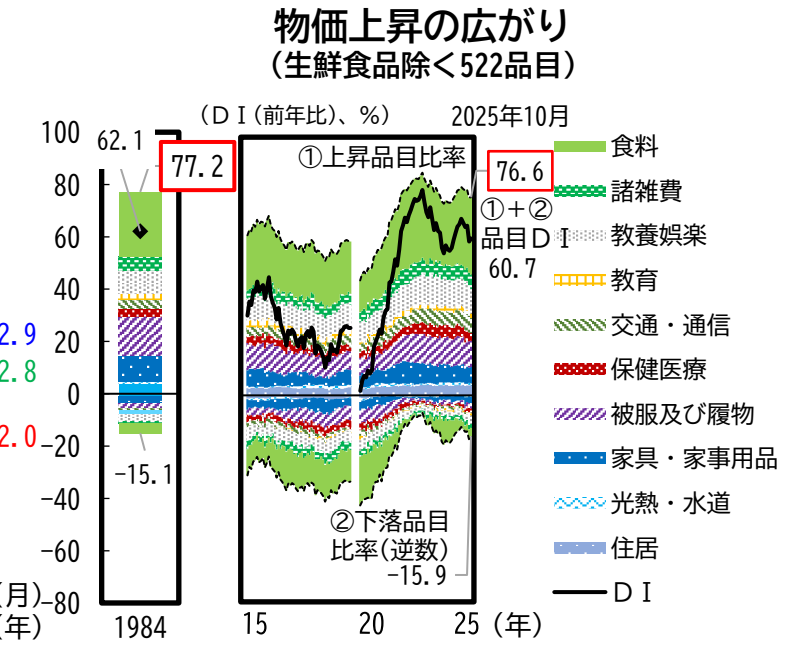
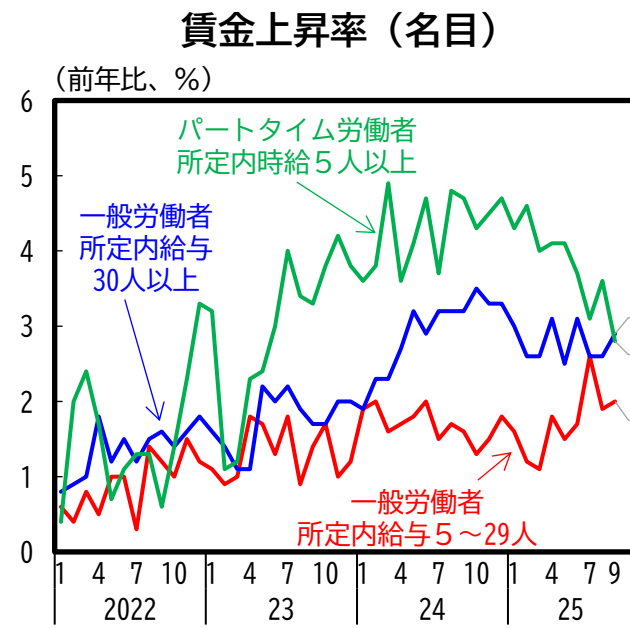
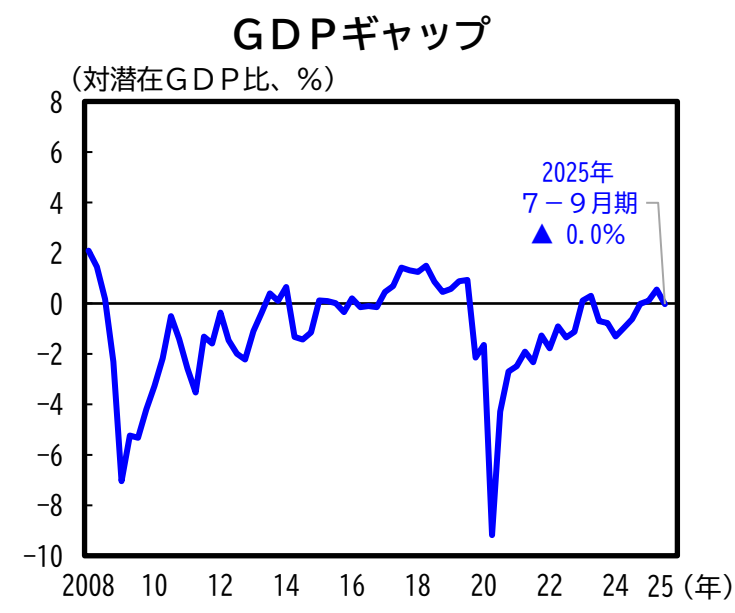
GDPデフレーター上昇率

(内需デフレーター、輸出デフレーター、輸入デフレターの寄与度)



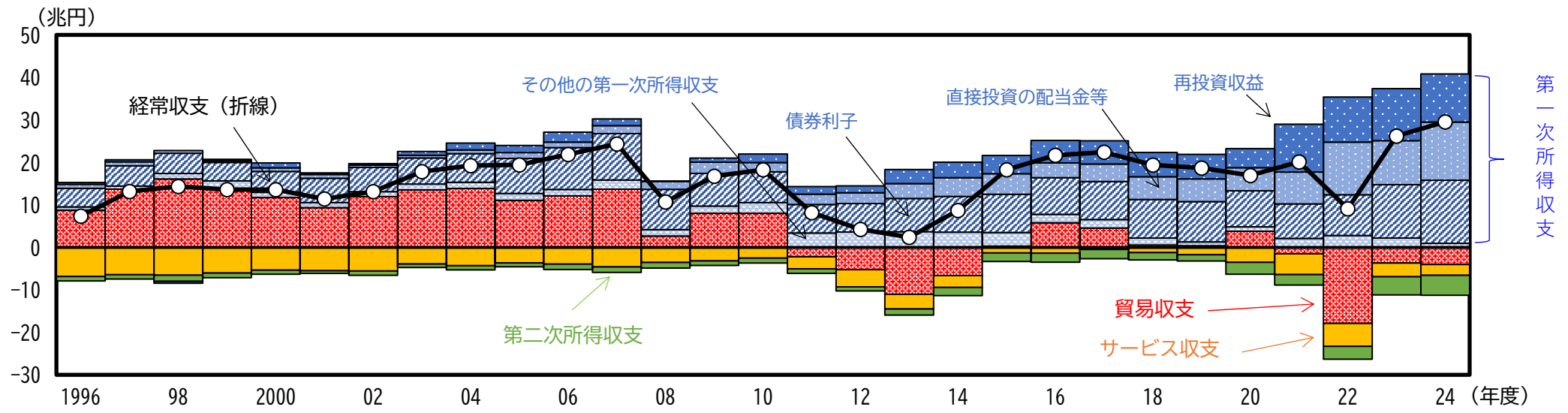
(備考) 1. 右上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。
2. 右下図は、内閣府「国民経済計算」により作成。

参考 日本経済（デフレ脱却の定義と判断②）

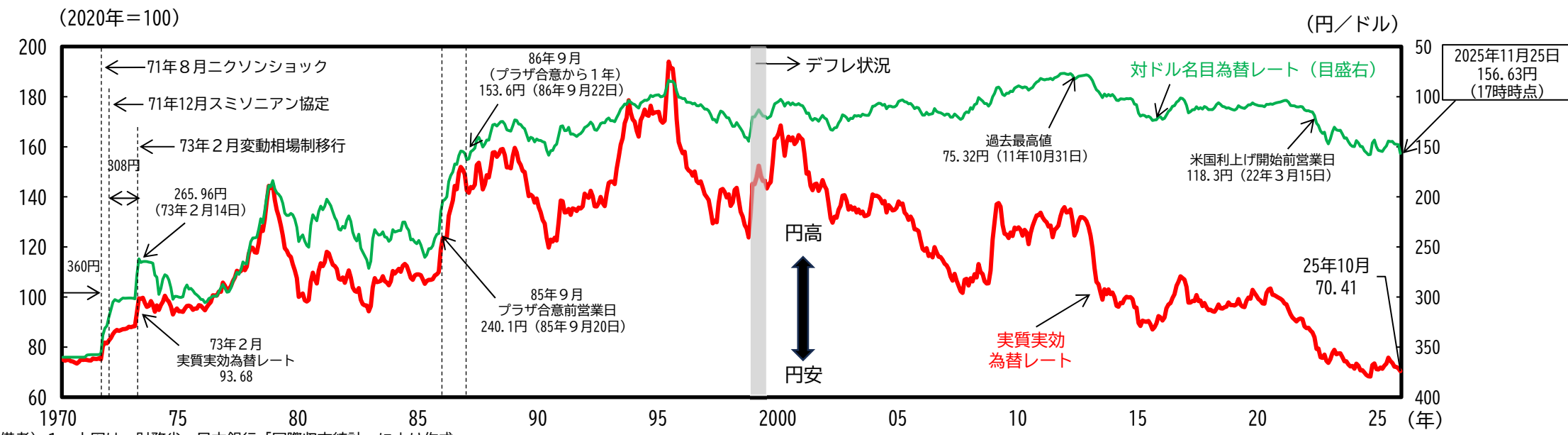


(備考) 1. 左上図は、内閣府推計値。2025年7-9月期1次速報時点。
2. 左下図は、内閣府「国民経済計算」により作成。単位労働費用は、名目雇用者報酬/実質GDP。
3. 中上図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。
4. 中下図及び右下図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成（いずれも全規模全産業）。右下図は、各年後時点における物価全般（消費者物価指数をイメージ）の前年比の見通し。
5. 右上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。消費税率引き上げの影響があった2015年1月-3月及び2019年10月-2020年9月のデータは除いている。

経常収支の長期推移

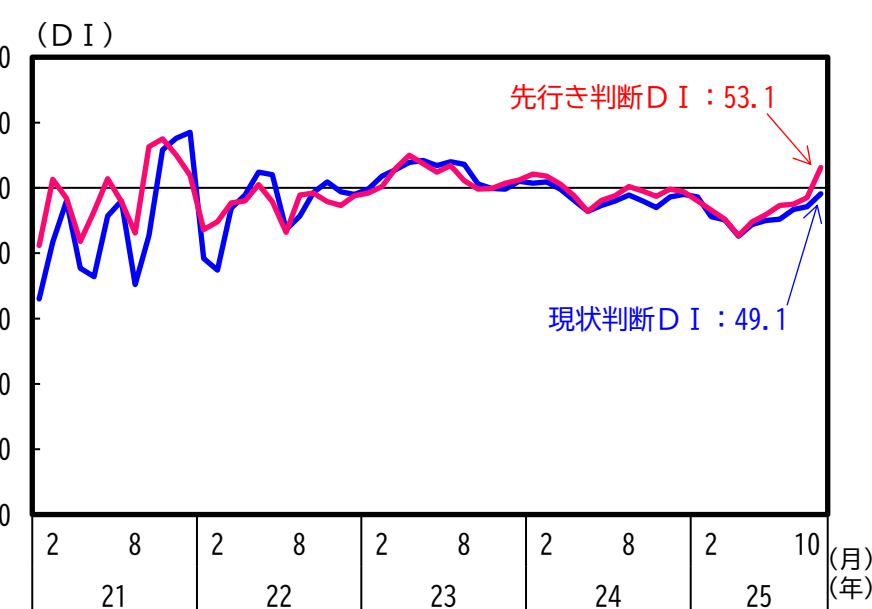


為替レートの長期推移

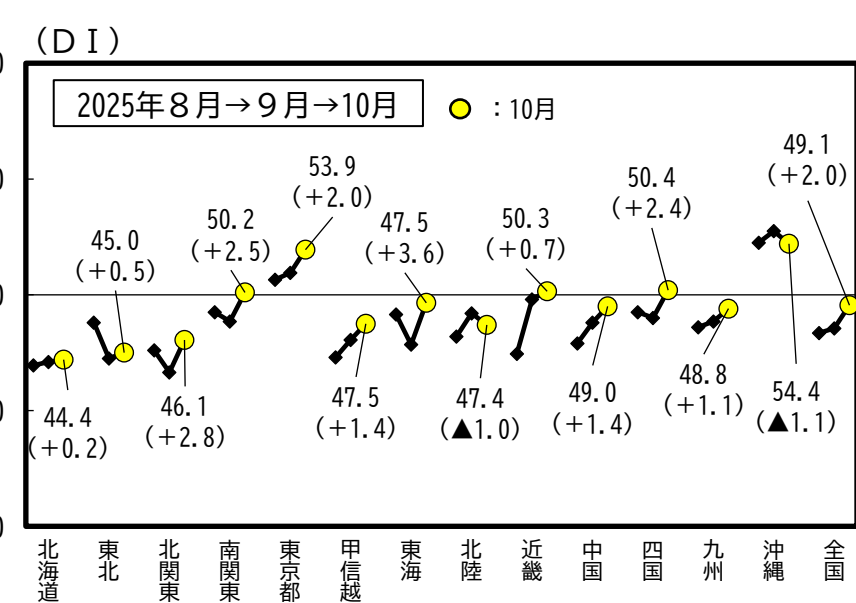


(備考) 1. 上図は、財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。
2. 下図は、日本銀行、Bloombergにより作成。対ドル名目為替レートは中心相場の月平均。実質実効為替レートは日本銀行公表値より作成。

1 図 現状判断D I・先行き判断D Iの推移（全国）



2 図 地域別現状判断D Iの推移



(備考) 1 図、2 図は季節調整値。

3 図 地域別景気判断理由の概要（現状判断、10月）

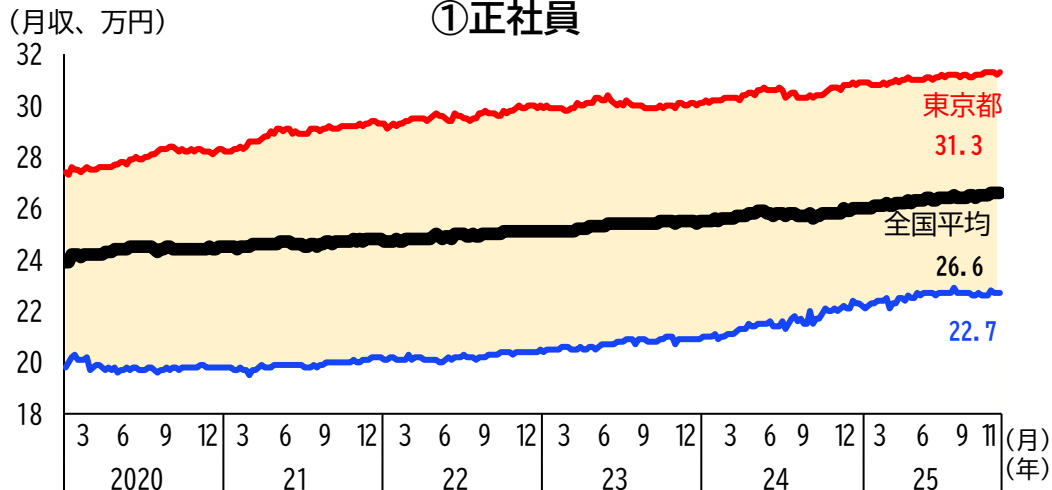
地域名	プラス要因のコメント	マイナス要因のコメント
北海道	求人数は堅調に推移している。10月の求人数は、3か月前と比べて5割増加しており、企業の人材需要の高まりに変わりはみられない。（人材派遣会社）	新築戸建て住宅の着工棟数について、前年を下回る状況が続いている。パネルヒーターの出荷台数もそれに比例し減少傾向で推移している。（金属製品製造業）
東北	客単価は前年比103%である。販売価格上昇に対する客の抵抗感が薄らいでいるとみている。（美容室）	週末は天候が悪く客足が伸び悩んだため、順調に推移していた売上も一服状態にある。（コンビニ）
北関東	少しずつだが客単価が良くなっている。安いから食べるのではなく、高くても食べたい物を食べるという状況に戻ってきている。（一般レストラン）	来店頻度、買上店数、客単価のいずれの数値を比較しても、前年割れが続いている。ただし、イベント時やポイント還元実施時等は、前年並みで推移している。客の節約志向がうかがえる。（スーパー）
南関東	株価が史上最高値を更新し続けていることもあり、富裕層の心理に安心感が生まれ、購買意欲が伸びている。（百貨店）	本来なら暑さもなく過ごしやすい季節で絶好のゴルフシーズンである。しかし、急激な気温低下や天候不良が多く、思うようには来場者が増えてこない。（ゴルフ場）
甲信越	新車のモデルチェンジがあり、新車受注は上向いてきている。（乗用車販売店）	今月は3連休もあり、多くのイベントを実施したが、降雨が多かったことや台風接近に伴う悪天候が影響し、大きな伸びはみられなかった。（遊園地）
東海	宿泊部門が好調である。宿泊者数、客単価共に予算を大きく上回る。個人客、団体客共に増加し、インバウンドの宿泊も堅調である。（観光型ホテル）	涼しくなり来客数は増えたが、財布のひもが依然として固く、販売量は増えない。（一般小売店〔生活用品〕）
北陸	季節が変わり、気温の変化に合わせて売れる商材も変化している。最近は安価な商品を中心に買い上げ点数が増えてきているため、単価が上昇しているなかでは良い傾向になりつつある。（スーパー）	客の住宅購入に慎重な姿勢がみえる。物価の上昇が続く先行きが見通せないなか、建築価格も上昇していることで購入のタイミングを計りかねている様子である。（住宅販売会社）
近畿	大阪・関西万博の影響で来客数が伸びた。閉幕後の落ち込みを懸念したが、伸び率は低下したものの、国内客、インバウンド共に売上は堅調である。（百貨店）	家電や水回りのリフォーム商品の値上げが響き、販売量が左右されている。（家電量販店）
中国	10月はインバウンドを中心としたレジャー利用の需要が高く、稼働を落とすことなく高単価で推移している。（都市型ホテル）	好調だった予約が減少傾向にあり、来客数も昼夜共に減っている状況である。10月からの各種値上げが影響していると考えられる。（一般レストラン）
四国	10月前半は気温が高く売上は前期比で減少となるが、後半は気温が下がり、売上が増加した。10月全体では売上は前期比微増である。（衣料品専門店）	住宅販売の客の減少と買い控えが影響している。公共工事も減少している。（建設業）
九州	最近急に寒くなり、ニットやコート等の高単価な商品が稼働し始めている。また、旅行や商戦需要も増えている。（衣料品専門店）	企業の採用意欲に大きな変化はみられない。人手不足感はあるが、新規採用を積極的に拡大する動きは見られず、当社に対する求人数も横ばいである。（人材派遣会社）
沖縄	受注に関しては順調である。他社の手持ち工事も多くあるとみている。（建設業）	9月より来客数が減少傾向にある。インバウンドの落ち込みは感じないが、地元客の入園者数の減少が大きくなっている。（観光名所）

1 図 令和 7 年度都道府県別最低賃金の改定及びパート・アルバイトの平均募集賃金の状況

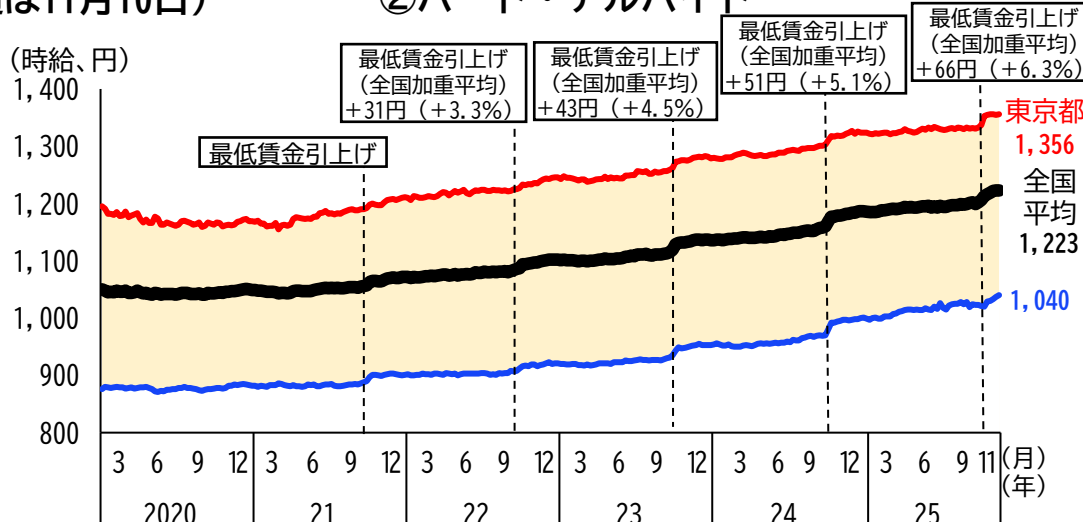
	最低賃金			パート・アルバイト 募集賃金			最低賃金			パート・アルバイト 募集賃金			最低賃金			パート・アルバイト 募集賃金	
	引上げ後 金額	引上げ額（率）	発効日	金額 (11/10)	上昇率※		引上げ後 金額	引上げ額（率）	発効日	金額 (11/10)	上昇率※		引上げ後 金額	引上げ額（率）	発効日	金額 (11/10)	上昇率※
全国	1,121円	66円（6.26%）	-	1,223円	2.17%	富山県	1,062円	64円（6.41%）	10月12日	1,155円	1.14%	島根県	1,033円	71円（7.38%）	11月17日	1,120円	2.19%
北海道	1,075円	65円（6.44%）	10月4日	1,187円	3.49%	石川県	1,054円	70円（7.11%）	10月8日	1,132円	2.07%	岡山県	1,047円	65円（6.62%）	12月1日	1,119円	1.27%
青森県	1,029円	76円（7.97%）	11月21日	1,040円	1.17%	福井県	1,053円	69円（7.01%）	10月8日	1,142円	0.97%	広島県	1,085円	65円（6.37%）	11月1日	1,149円	2.22%
岩手県	1,031円	79円（8.30%）	12月1日	1,107円	1.28%	山梨県	1,052円	64円（6.48%）	12月1日	1,128円	0.53%	山口県	1,043円	64円（6.54%）	10月16日	1,127円	2.36%
宮城県	1,038円	65円（6.68%）	10月4日	1,163円	2.92%	長野県	1,061円	63円（6.31%）	10月3日	1,166円	2.55%	徳島県	1,046円	66円（6.73%）	2026年1月1日	1,138円	1.34%
秋田県	1,031円	80円（8.41%）	2026年3月31日	1,089円	0.93%	岐阜県	1,065円	64円（6.39%）	10月18日	1,162円	2.74%	香川県	1,036円	66円（6.80%）	10月18日	1,148円	2.14%
山形県	1,032円	77円（8.06%）	12月23日	1,088円	1.21%	静岡県	1,097円	63円（6.09%）	11月1日	1,170円	2.09%	愛媛県	1,033円	77円（8.05%）	12月1日	1,092円	0.92%
福島県	1,033円	78円（8.17%）	2026年1月1日	1,151円	1.77%	愛知県	1,140円	63円（5.85%）	10月18日	1,236円	2.49%	高知県	1,023円	71円（7.46%）	12月1日	1,105円	0.82%
茨城県	1,074円	69円（6.87%）	10月12日	1,178円	2.17%	三重県	1,087円	64円（6.26%）	11月21日	1,170円	2.18%	福岡県	1,057円	65円（6.55%）	11月16日	1,130円	1.99%
栃木県	1,068円	64円（6.37%）	10月1日	1,150円	2.50%	滋賀県	1,080円	63円（6.19%）	10月5日	1,193円	1.88%	佐賀県	1,030円	74円（7.74%）	11月21日	1,085円	2.17%
群馬県	1,063円	78円（7.92%）	2026年3月1日	1,122円	1.45%	京都府	1,122円	64円（6.05%）	11月21日	1,205円	1.09%	長崎県	1,031円	78円（8.18%）	12月1日	1,119円	1.18%
埼玉県	1,141円	63円（5.84%）	11月1日	1,223円	2.51%	大阪府	1,177円	63円（5.66%）	10月16日	1,311円	1.86%	熊本県	1,034円	82円（8.61%）	2026年1月1日	1,101円	1.29%
千葉県	1,140円	64円（5.95%）	10月3日	1,270円	2.17%	兵庫県	1,116円	64円（6.08%）	10月4日	1,236円	2.15%	大分県	1,035円	81円（8.49%）	2026年1月1日	1,088円	0.37%
東京都	1,226円	63円（5.42%）	10月3日	1,356円	1.73%	奈良県	1,051円	65円（6.59%）	11月16日	1,178円	2.52%	宮崎県	1,023円	71円（7.46%）	11月16日	1,060円	2.61%
神奈川県	1,225円	63円（5.42%）	10月4日	1,324円	1.85%	和歌山県	1,045円	65円（6.63%）	11月1日	1,165円	2.28%	鹿児島県	1,026円	73円（7.66%）	11月1日	1,097円	2.81%
新潟県	1,050円	65円（6.60%）	10月2日	1,148円	2.41%	鳥取県	1,030円	73円（7.63%）	10月4日	1,115円	1.83%	沖縄県	1,023円	71円（7.46%）	12月1日	1,087円	2.55%

2 図 都道府県別募集賃金の推移（最新週は11月10日）

①正社員



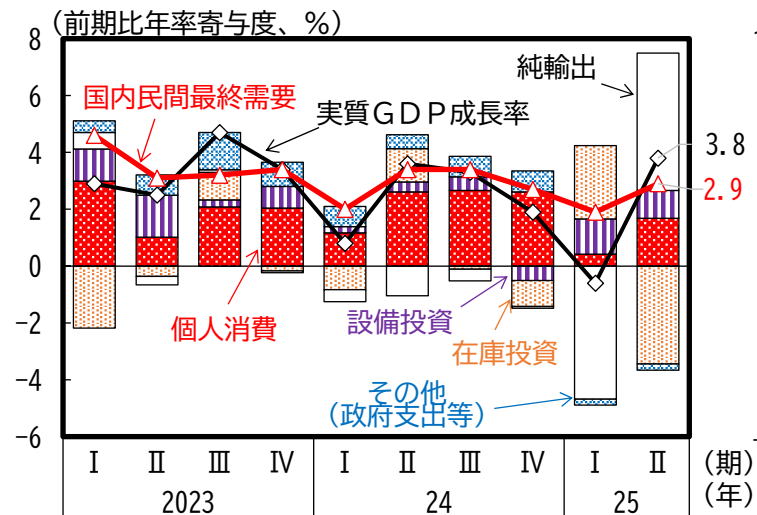
②パート・アルバイト



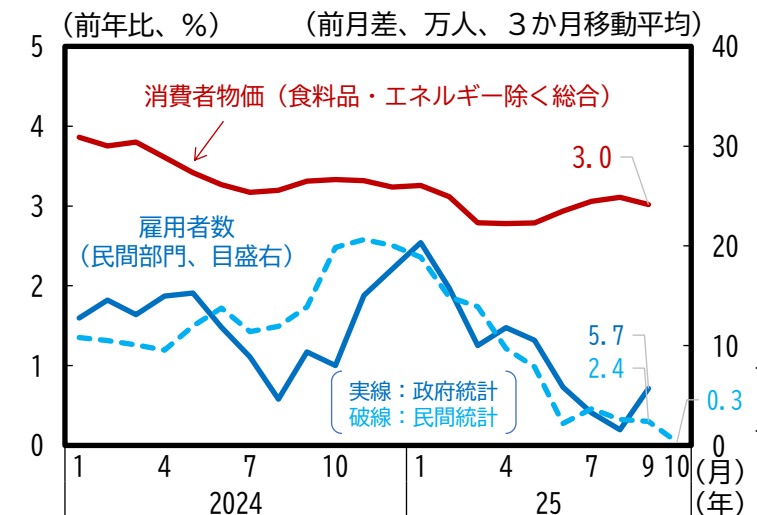
(備考) 1. 1 図は、厚生労働省、各都道府県労働局公表資料及び株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」により作成。※は各都道府県の地方最低賃金審議会における答申前から11月10日時点までの募集賃金の上昇率。赤字は、11月10日時点で最低賃金が発効している都道府県。
2. 2 図は、株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」により作成。

米国 ~景気の緩やかな拡大基調に
変化はみられていない~

米国（実質GDP成長率）

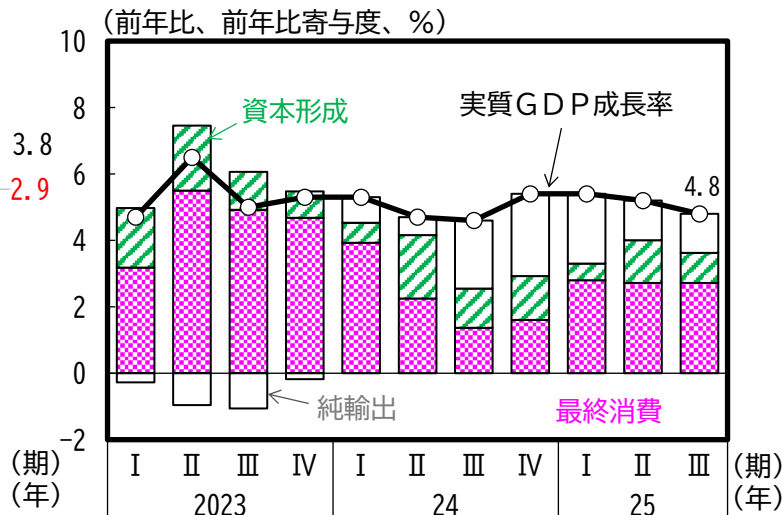


米国（物価・雇用者数）

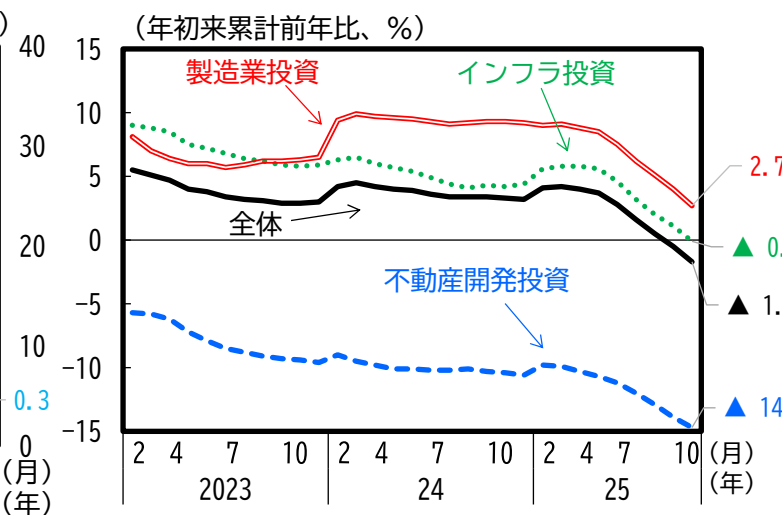


中国 ~景気は足踏み状態~

中国（実質GDP成長率）

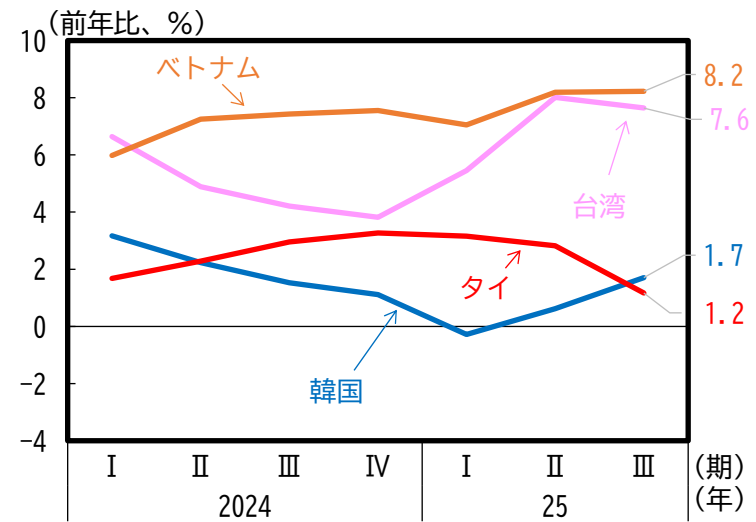


中国（名目固定資産投資）

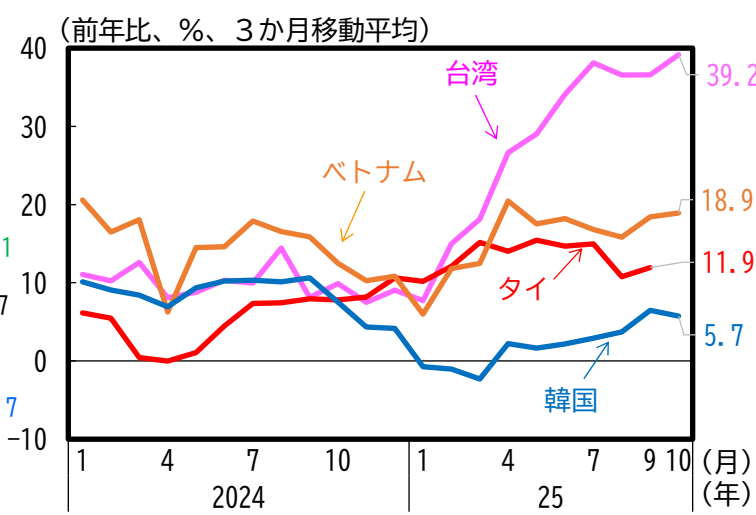


アジア地域

アジア（実質GDP成長率）



アジア（財輸出）



（備考） 1. 左上図は、米国商務省により作成。国内民間最終需要は、GDPから純輸出、政府支出、在庫投資を引いたもの。左下図は、米国労働省、ADP Researchにより作成。
2. 中央上図、中央下図は、中国国家統計局により作成。
3. 右上図、右下図は、各国統計により作成。財輸出は金額ベース。

参考 米国の通商政策の動向関連（概要）

（日本時間 11月25日時点）

主要国・地域別	国・地域	相互関税率(%)		その他 追加関税率 (%)	現在の 追加関税率 (%)	備考
		4/2 発表	7/31 発表			
	日本	24	15	—	15(*)	(*) 既存の関税率が15%以上の品目には課されず、15%未満の品目については既存の関税率を含め15%が課される。 関税率の修正は8月7日から遡及して適用。従量税の取扱い、EUの製品に対する取扱いと同一とする。 ○自動車・同部品に対する追加関税率25%を15%（既存の2.5%の関税率を含む）に引下げ（9月16日発動）。 ○航空機・同部品（無人機を除く）に対する追加関税率15%を0%に引下げ（9月16日発動）。 ○米国において入手不可能な天然資源・ジェネリック医薬品（その原材料及び化学前駆体を含む）を日本に対する相互関税の対象から除外。 具体的な対象品目及び適用開始時期については、商務長官が決定。
	EU	20	15(*)	—	15(*)	(*) 既存の関税率が15%以上の品目には課されず、15%未満の品目については既存の関税率を含め15%が課される。 ○自動車・同部品に対する追加関税率25%を15%（既存の2.5%の関税率を含む）に引下げ（8月1日から遡及して適用）。 ○米国において入手不可能な天然資源（コルクを含む）、航空機・同部品、ジェネリック医薬品（その原材料及び化学前駆体を含む）をEUに対する相互関税の対象から除外（9月1日から遡及して適用）。
	英国	10	10	—	10	—
	中国	34	10(*)	10(**)	20	(*) 5月14日以降、34%の相互関税率が一時的に10%に引き下げられている（2026年11月10日まで継続）。 (**) 不法移民や違法薬物等を理由とした追加関税が20%課されていたが、10%に引き下げられた（11月10日発動）。
	ベトナム	46	20	—	20	—
	台湾	32	20	—	20	—
	韓国	25	15	—	15	—
	タイ	36	19	—	19	—
インド	26	25	25(*)	50(*)	(*) ロシア産原油の輸入を理由に、8月27日から25%の追加関税が発動。	
ブラジル	10	10	40	50	オンラインプラットフォームへの検閲や司法権濫用を理由に、8月6日から40%の追加関税が発動。	
メキシコ	—	—	25	25	不法移民や違法薬物等を理由に、3月4日から25%の追加関税が発動。なお、予定されていた8月1日からの30%への引上げは延期に。	
カナダ	—	—	35	35	不法移民や違法薬物等を理由に、3月4日から25%の追加関税が発動。8月1日から35%へ引上げ。	

品目別	品目	発動日	追加関税率(%)	備考
	自動車・同部品	完成車4/3 同部品5/3	25(*)	日本、EU、英国、韓国、USMCAの原産地規則等の例外あり。 (*) 日本・EUは15%（既存の2.5%の関税率を含む）に引下げ。適用時期：（日本）9月16日～（EU）8月1日～（遡及適用）
	鉄鋼・アルミニウム ・同派生品	3/12	50	6月23日以降、冷蔵庫や洗濯機等の白物家電を鉄鋼派生品として追加。 8月18日以降、エアコン部品、掘削機等を鉄鋼・アルミニウム派生品として追加。
	銅の半製品・同派生品	8/1	50	当面の間、精錬銅は適用対象外。
	木材	10/14	10	—
	木材派生品		25(*)	(*) 日本・EUは15%（既存の関税率を含む）。英国は10%。
	中型・大型トラック ・同部品 バス	11/1	25 10	USMCAの原産地規則等の例外あり。

相互関税の適用除外品目	○4月2日、相互関税の適用除外品目（鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品、銅、医薬品、半導体、木材製品、金地金、エネルギー及び米国では産出しない鉱物等）を公表。 ○4月11日、相互関税の適用除外品目の「半導体」の定義を明確化（スマートフォン、パソコン及びパソコン部品、半導体製造装置等）。 ○9月5日、相互関税の適用除外品目から特定の水酸化アルミニウム、樹脂、シリコン製品を削除。金関連製品、安全保障を理由とした調査の対象となっている特定の重要鉱物（ニッケル等）、特定の医薬品を追加。 ○9月5日、各国との合意がなされた場合に、相互関税の適用を除外する可能性のある品目（特定の航空機・同部品、特定のジェネリック医薬品及び原材料、天然資源・同派生品、特定の農産品）を公表。 ○11月14日、相互関税の適用除外品目に特定の農産品（コーヒー、バナナ、牛肉等）を追加。
-------------	--

（備考） 1. 全ての表は、各種公表情報により作成。日付は米国東部時間。
2. 上表の国・地域のうち、英国、ブラジルとの財貿易収支は黒字。
3. 中央表には既に関税が発動済の品目を掲載。これらの品目以外に医薬品、半導体、航空機・同部品等について安全保障を理由とした調査が実施されている。

相互関税
（日本に
適用済）

大統領令（4/2署名）

- 国際緊急経済権限法（I E E P A）に基づき、以下の措置を講ずる。貿易赤字とその根底にある非互惠的待遇が解決されたと大統領が判断するまで有効。
- 全ての国に対して、**4月5日から10%の関税**を課す。
- 大統領令の付属書で定める国（日本を含む57か国）に対して、**4月9日から付属書で定める関税**を課す。
- **以下は除外**：I E E P A対象品目及び1962年米国通商拡大法第232条措置の対象品目（鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品、銅、医薬品、半導体、木材製品、金地金、エネルギー及び米国では産出しない鉱物等）並びに経済制裁中の国（キューバ、北朝鮮、ロシア、ベラルーシ）
- 相手国が報復措置をとった場合には関税を引き上げ、非互惠的貿易関係を是正し経済及び国家安全保障に関して米国と足並みを揃える措置をとった場合には引き下げることが可能。
- カナダ及びメキシコについては、既存の関税措置（相手国別①参照）は引き続き有効。ただし、同関税措置終了後は、U S M C Aの適用を受けない品目については、12%の相互関税を適用。

→ **4月10日から7月9日までの間**、国別の関税率（上乘せ分、日本は24%）を停止し、一律に**10%の追加関税**を課す（4/9大統領令署名）。

→ **4月11日署名の大統領令において、除外品目の「半導体」の定義を明確化（4月5日から遡及して適用）。**

除外品目：スマートフォン、パソコン及びパソコン部品、半導体製造装置、フラットパネルディスプレイ、S S D、電子集積回路等

（※）**7月7日署名の大統領令において、国別の関税率（上乘せ分）の一時停止期限を8月1日まで延長。**

→ **7月31日署名の大統領令において、各国・地域別の関税率が改定。8月7日から適用。**迂回輸出と判断された輸入品には40%の追加関税。

→ **9月5日署名の大統領令において、相互関税の適用除外品目から特定の水酸化アルミニウム、樹脂、シリコン製品を削除。金関連製品、安全保障を理由とした調査の対象となっている特定の重要鉱物（ニッケル等）、特定の医薬品を追加（9月8日から適用）。**各国との合意がなされた場合に、相互関税の適用を除外する可能性のある品目（特定の航空機・同部品、特定のジェネリック医薬品及び原材料、天然資源・同派生品、特定の農産品）を公表。

→ **11月14日署名の大統領令において、相互関税の適用除外品目に特定の農産品（コーヒー、バナナ、牛肉等）を追加（11月13日から適用）。**

<主要国の相互関税率の推移>

【日本】24%→10%（4月10日から7月9日まで。その後、（※）により、8月1日まで延長）→**15%（8月7日から遡及して適用）**

※既存の関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目については15%となる。従量税の取扱い、E Uの製品に対する取扱いと同一とする。

（2024年の米国の財輸入額：1,484億ドル（米国の財輸入全体の4.5%）、米国の貿易収支：▲694億ドル（米国の貿易赤字全体の5.8%））

【中国】34%→84%（4/8大統領令署名）→125%（4/9大統領令署名）→34%（5月12日、8月11日、**11月4日署名の大統領令により2026年11月10日まで10%に引下げ**）

※中国からの輸入に対する追加関税率は、**計20%**（相互関税率10%＋違法薬物等を理由とする追加関税率10%）

（4,387億ドル（13.4%）、▲2,955億ドル（24.5%））

【E U】20%→10%（4月10日から7月9日まで。その後、（※）により、8月1日まで延長）→**15%（8月7日から）**

※既存の関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目については15%となる。

※米国において入手不可能な天然資源（コルクを含む）、航空機・同部品、ジェネリック医薬品（その原材料及び化学前駆体を含む）を相互関税の対象から除外（**9月1日から遡及して適用**）。

（6,057億ドル（18.5%）、▲2,359億ドル（19.6%））

【英国】10%（682億ドル（2.1%）、114億ドル（-））

【インド】26%→10%（4月10日から7月9日まで。その後、（※）により、8月1日まで延長）→25%（8月7日から）→**50%（8月27日から。ロシア産原油の輸入を理由に、25%追加）**（873億ドル（2.7%）、▲458億ドル（3.8%））

【韓国】25%→10%（4月10日から7月9日まで。その後、（※）により、8月1日まで延長）→**15%（8月7日から）**（1,316億ドル（4.0%）、▲660億ドル（5.5%））

【ブラジル】10%→**50%（8月6日から。オンラインプラットフォームへの検閲や司法権濫用を理由に、40%追加（農産品、航空機部品等は適用除外）**）

（423億ドル（1.3%）、68億ドル（-））

<参考>

【カナダ】2024年の米国の財輸入額：4,119億ドル（米国の財輸入全体の12.6%）、米国の貿易収支：▲620億ドル（5.1%）

【メキシコ】5,055億ドル（15.5%）、▲1,715億ドル（14.2%）

（備考）ホワイトハウスHP、各種公表情報、米国商務省により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。

（）内は、2024年の米国の財輸入全体（3.3兆ドル）、財の貿易赤字全体（1.2兆ドル）に占めるシェア。

大統領令（2/10署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条等に基づき、**3月12日以降**、鉄鋼・アルミニウムの輸入に一律で**25%の追加関税**を課す。課税を免除する既存の例外措置は全て失効。→**3月12日、実際に発動。例外措置はなし。**
- 4月2日、ビールと空のアルミニウム缶を、アルミニウム派生品として関税対象に追加（**4月4日から発動**）。
- **6月3日署名の大統領令において、6月4日以降、鉄鋼・アルミニウムの輸入に対する追加関税率を25%から50%に引き上げ。**
ただし、英国からの輸入品に対する追加関税率は25%で維持。
- 6月16日、冷蔵庫や洗濯機等の白物家電を、鉄鋼派生品として関税対象に追加（**6月23日から発動**）。
- 8月15日、エアコン部品、掘削機等を鉄鋼・アルミニウム派生品として関税対象に追加（**8月18日から発動**）。
- 【カナダの対抗措置】
- 3月12日、カナダ政府は、3月13日から米国から輸入される鉄鋼、アルミニウム製品及びその他の財合計298億カナドル分に対して25%の追加関税を課すことを発表（3月13日発動）。
- 3月13日、カナダ政府は、WTOに提訴。
- 【EUの対抗措置】
- 3月12日、欧州委員会は、EU域内への米国からの輸入品に対して2段階のアプローチに基づき対抗措置を発動することを発表。
 - ①第一次トランプ政権時代の既存の米国への対抗措置（バーボン、オートバイ等への追加関税措置、2021年から一時停止）を4月1日に再導入。→3月20日、4月中旬に延期することを発表。
 - ②米国からEUへの輸出品に対する新たな対抗措置パッケージを準備。4月中旬までに発効予定。
- 4月9日、欧州委員会は、4月15日から対抗措置を発動することを発表。
 - 4月10日、対抗措置の発動を90日間延期することを発表。
 - 4月14日、対抗措置の発動延期を7月14日までとする旨発表。
 - 7月14日、対抗措置の発動延期を8月6日までとする旨発表。
 - 8月5日、対抗措置の発動延期を継続する旨発表。
- **日本の対米輸出**：鉄鋼約3,027億円（日本の対米輸出の1.4%）、アルミニウム約246億円（0.1%）、派生品約1.6兆円（7.7%）
※ただし、より詳細な米国の貿易統計と対象品目リストから計算すると米国向け全体の6.0%
（うち派生品4.75%（3月12日時点）→4.75%（4月4日から追加）→4.77%（6月23日から追加））

（備考）ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」、米国商務省により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。
（）内は、2024年の日本から米国への財輸出全体（約21兆円）に占めるシェア。
日本の対米輸出額については、6月23日までに発動された関税対象品目に基づいて算出した値。

自動車（日本に適用済）	大統領令（3/26署名） ● 1962年米国通商拡大法第232条等に基づき、自動車（完成車（乗用車、小型トラック））の輸入については4月3日以降、自動車部品の輸入については5月3日以降、25%の追加関税を課す。ただし、USMCAの対象となる自動車（完成車）については、米国外部分（その価値全体から米国内で取得、完全に生産又は実質的変更が加えられた価値を除いた部分）のみが追加関税の対象となるとしている。また、USMCAの対象となる自動車部品については、米国外部分のみに課税する手続きが定められるまでは、追加関税の対象とならないこととしている。 → 4月29日署名の大統領令により、米国内で組み立てられた自動車に要した部品への関税を減免する制度が設けられた。 - 指定期間内に組み立てられた自動車のメーカー希望小売価格の合計額（A）のうち、下記の一定割合分に相当する還付金が申請可能に。 ・ 3.75%（＝（A）×15%×追加関税率25%）（2025年4月3日～2026年4月30日までの期間に組み立てられたものが対象） ・ 2.50%（＝（A）×10%×追加関税率25%）（2026年5月1日～2027年4月30日までの期間に組み立てられたものが対象） ※還付金は、自動車製造者の自動車部品関税負担額の総額を上限とする。 → 10月17日署名の大統領令により、上記の自動車部品関税の減免措置について、適用期間が2030年まで延長。 ・ 3.75%（＝（A）×15%×追加関税率25%）（2025年4月5日～2030年4月30日までの期間に組み立てられたものが対象）（国・地域ごとの特例について） ● 【日本】7月22日の日米間の合意に基づき、9月4日署名の大統領令において、日本からの自動車・同部品の輸入に対する追加関税率25%を15%（既存の2.5%の関税率を含む）に引下げ（既存の関税率が15%以上の品目には追加関税を課さない）（9月16日から発動）。 ● 【EU】8月21日の米EU共同声明により、EUが対米関税引下げのための法令改正案を提出した後、米国はEUからの自動車・同部品の輸入に対する関税率を15%に引下げ（既存の関税率が15%以上の品目には追加関税を課さない）（9月25日付官報で公示。8月1日から遡及して適用）。 【カナダの対抗措置】 ➢ 4月3日、カナダのカーニー首相は対抗措置として、米国から輸入されるUSMCAの対象とならない自動車（完成車）及びUSMCAの対象となる自動車（完成車）のうちカナダ・メキシコ外部分に25%の関税を課すことを発表（4月9日発動）。 □ 日本の対米輸出：自動車約6兆円（日本の対米輸出の28.3%）、自動車部品約1.2兆円（5.8%）、車両用エンジン及び同部品約3,762億円（1.8%） ※ただし、より詳細な米国の貿易統計と対象品目リスト（4月3日付官報で公示）から計算すると、自動車・同部品は米国向け全体の38.1%（うち自動車（完成車）27.2%、「自動車部品」と位置付けられているもの（エンジンやリチウムイオン電池等も含む）10.9%）
銅（日本に適用済）	大統領令（2/25署名） ● 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、商務長官に対して、銅の輸入に係る安全保障上の影響の調査を指示。 ● 商務長官は、関連行政機関の長とも協議の上、270日以内に、①銅の輸入依存が安全保障に与える影響、②関税措置等を含めた同影響の抑制策、③米国の銅のサプライチェーンを強化する政策提言を含む報告書を大統領に提出。 → 7月30日署名の大統領令において、8月1日以降、銅の半製品及び銅派生品の輸入に対して50%の追加関税を課すことを発表。 - 当面の間、精錬銅は適用対象外。 □ 日本の対米輸出：銅の半製品及び銅派生品約663億円（0.3%）

（日本に適用済） 木材・同派生品	大統領令（9/29署名） ● 1962年米国通商拡大法第232条等に基づき、木材・同派生品の輸入について、10月14日以降、以下の追加関税をそれぞれ課す。 ・木材及び製材：10% ・布張りの木材製品（カウチ、ソファ、椅子など）：25%（2026年1月1日以降、30%に引上げ予定） ・キッチンキャビネット、洗面化粧台及び同部品：25%（2026年1月1日以降、50%に引上げ予定） ● ただし、英国、EU及び日本については、米国との合意を踏まえた例外規定が設けられている。 ・英国：10% ・EU及び日本：15%（既存の関税率を含む） □ 日本の対米輸出：木材・同派生品約35億円（0.02%）
	大統領令（10/17署名） ● 1962年米国通商拡大法第232条等に基づき、中型・大型トラック・同部品の輸入について、11月1日以降、25%の追加関税を課す。また、バスの輸入については、10%の追加関税を課す。 ● 米国内で組み立てられた中型・大型トラックに要した部品への関税を減免する制度が、自動車と同様に設けられた。指定期間内に組み立てられた車両の価値（A）のうち、下記の一定割合分に相当する還付金が申請可能に。 ・3.75%（＝（A）×15%×追加関税率25%）（2025年11月1日～2030年10月31日までの期間に組み立てられたものが対象） ● USMCAの適用対象となる中型・大型トラックについては、米国外部分に対してのみ関税が適用される。 ● 鉄鋼・アルミニウム、自動車・同部品、銅、木材に対する品目別関税と重複しない。 □ 日本の対米輸出：中型・大型トラック約1,190億円（0.6%）（※同部品を除く）

関税品目の重複適用の回避	大統領令（4/29署名）
	● 複数の関税が同一の品目に重複して適用されることを回避するための手続きを定める（3月4日まで遡及して適用）。 ➢ ①自動車関税の対象品目は、②対カナダ・メキシコ関税及び③鉄鋼・アルミ関税の対象外とする。 ➢ ②対カナダ・メキシコ関税の対象品目は、③鉄鋼・アルミ関税の対象外とする。 ➢ ③鉄鋼、アルミニウムの両方の関税が適用される要件を満たしている品目については、両方の関税の対象となる。

半導体・医薬品	官報（4/16付公示） ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、半導体と医薬品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、5月7日までパブリックコメントを受付。 □ 日本の対米輸出：半導体等電子部品約2,690億円（1.2%）、医薬品約4,115億円（1.9%）
	大統領令（4/15署名） ● 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、商務長官に対して、重要鉱物等（レアアース、重要鉱物の加工品・派生品を含む）の輸入に係る安全保障上の影響の調査を指示。 ● 商務長官は、関連行政機関の長とも協議の上、270日以内に、①米国の国家安全保障に脅威を及ぼすか否かの判断や、②追加関税等の措置の提言を含めた報告書を大統領に提出。
重要鉱物	官報（4/25付公示） ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、重要鉱物等の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、5月16日までパブリックコメントを受付。
	官報（5/13付公示） ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、民間航空機、ジェットエンジン、同部品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、6月3日までパブリックコメントを受付。
民間航空機	官報（7/16付公示） ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、ポリシリコンと無人航空機システム（ドローン等）の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、8月6日までパブリックコメントを受付。
	官報（8/25付公示） ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、風力タービン・同部品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、9月9日までパブリックコメントを受付。
ポリシリコン・無人航空機システム	官報（9/26付公示） ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、個人用防護具（PPE）、医療消耗品及び医療機器の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、10月17日までパブリックコメントを受付。
	官報（9/26付公示） ● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、産業機械の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、10月17日までパブリックコメントを受付。
風力タービン	
医療用品・医療機器	
産業機械	

（備考） ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。
（）内は、2024年の日本から米国への財輸出全体（約21兆円）に占めるシェア。

対カナダ
対メキシコ

大統領令（2/1署名）	
● 不法移民やフェンタニルなどの麻薬がもたらす脅威を、国際緊急経済権限法（I E E P A）における「国家の緊急事態」と認定し、大統領権限を用いて関税を発動。 ● 危機が緩和されるまでの間、カナダとメキシコからの輸入品に2月4日から25%の追加関税を課す（カナダから輸入されるエネルギー資源は10%）。	
大統領令（2/3署名）	
● 2月1日の大統領令を改正し、関税措置を3月4日まで停止。→ 3月4日、25%の追加関税を発動。	
大統領令（3/6署名）	
● 3月7日以降、追加関税率は原則25%とした上で、以下の例外措置（※）を設けた。 ・ USMCAの適用を受ける財（原産地規則等を満たすもの）は適用除外 ・ 塩化カリウムは10% ・ カナダから輸入されるエネルギー資源は10%（2月1日付大統領令で規定、3月4日から発動済） 【カナダの対抗措置】 ➤ 3月3日、カナダのトルドー首相（当時）は対抗措置として、米国からの輸入品総額1,550億カナダドルに対する25%の報復関税（300億カナダドル分は3月4日から、1,250億カナダドル分は3月25日から発動）を発表。3月6日、カナダのルブラン財務大臣（当時）は、米国の関税猶予措置を受け、1,250億カナダドル分の報復関税を4月2日まで実施しないとSNSに投稿。 → 8月22日、カナダのカーニー首相は、USMCAの適用を受ける米国製品（鉄鋼・アルミニウム、自動車は除く）について、9月1日から報復関税を撤廃すると発表。 【メキシコの対抗措置】 ➤ メキシコのシェインバウム大統領は、3月4日、記者会見で、報復関税を含む対抗措置を3月9日に発表すると発言していたが、3月6日、米国の関税猶予措置を受け、対抗措置発表の見送りを表明。	
大統領令（7/31署名）	
● カナダから米国に流入する違法薬物に対し、カナダが十分な対策を取っていないこと、米国に対し報復関税を発動したことを理由に8月1日以降、追加関税率は原則35%に変更。迂回輸出と判断された輸入品については40%の追加関税が課される。（※）の例外規定については継続。	
メキシコへの関税措置（8月以降）について	
● 트럼프大統領は、7月31日、自身のSNSで、メキシコのシェインバウム大統領との電話会談を踏まえ、メキシコに対する追加関税率を8月1日から30%に引き上げる措置を90日間延期する旨を投稿。 ● メキシコのシェインバウム大統領は、10月25日にトランプ大統領と電話会談を行い、適用が延期されている追加関税率の引上げ措置について数週間後に再び話し合うことで合意した旨を、10月27日に発表。	

（備考） ホワイトハウスHP、各種公表情報により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。

対中国	大統領令（2/1署名） ● 不法移民やフェンタニルなどの麻薬がもたらす脅威を、IEEPAにおける「国家の緊急事態」と認定し、大統領権限を用いて関税を発動。 ● 危機が緩和されるまでの間、中国からの輸入品に2月4日から10%の追加関税を課す。 【中国の対抗措置（2月4日発表）】 ・ 米国の追加関税措置についてWTOに提訴 ・ 米国からの石炭、天然ガスに15%、原油、農業機械、大型自動車、ピックアップトラックに10%の追加関税を課す（2月10日発動） ・ タングステン等の重要鉱物の関連品目に対する輸出管理措置 等
	大統領令（3/3署名） ● 中国が違法薬物の問題の緩和に十分な措置を講じていないという事実を踏まえ、3月3日から追加関税を20%に引上げ。 【中国の対抗措置（3月4日発表）】 ・ 米国の追加関税措置についてWTOに提訴 ・ 米国の追加関税措置を理由とする米国からの農林水産物輸入に対する追加関税措置（3月10日発動）： 鶏肉、小麦、トウモロコシ、綿花に15%、 ソルガム、大豆、豚肉、牛肉、水産品、果物、野菜、乳製品に10% 等
	大統領令（4/2、4/8、4/9、5/12、8/11署名） ● 4月2日署名の大統領令（相互関税の発表）において、中国への相互関税率を34%に設定。 ● 4月8日、9日署名の大統領令において、相互関税率を相次いで引上げ（34%→84%→125%）。 ● 5月12日署名の大統領令において、5月14日以降、相互関税率を125%から34%に引き下げ、90日間のうち10%のみ適用（累計30%）。 ● 8月11日署名の大統領令において、相互関税率34%を10%へ引き下げる措置を90日間（11月10日まで）継続する旨決定。 【中国の対抗措置等】 ・ 4月4日、中国は米国の関税措置についてWTOに提訴。米国から輸入される全品目に対して34%の追加関税を課すことを発表。 ・ 4月9日及び4月11日、米国に対する追加関税率の引上げを相次いで発表（34%→84%→125%）。 ・ 5月12日、追加関税率を125%から34%に引き下げ、90日間のうち10%のみ適用する（5月14日以降）とともに、非関税措置の停止または取り止めを決定した旨発表。 ・ 8月12日、10%への引下げ措置を90日間（11月10日まで）継続する旨を発表。
	大統領令（11/4署名） ● 中国との協議を踏まえ、以下の措置が決定。 ①相互関税率34%を10%へ引き下げる措置を1年間（2026年11月10日まで）継続。 ②11月10日以降、違法薬物等を理由とする追加関税率を20%から10%に引下げ。 【中国の対応（11月5日発表）】 ・ 11月10日以降、米国に対する追加関税率34%を10%に引き下げる措置を1年間延長。 ・ 3月4日に発表した、米国からの農林水産物輸入に対する追加関税措置を停止。

（備考） ホワイトハウスHP、各種公表情報により作成。日付は米国東部時間。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。